

読谷村地域防災計画
資料編

平成 31 年 3 月

目 次

条例等

1	読谷村防災会議条例	1
2	読谷村災害対策本部条例	3
3	地方自治法<抜粋>	4
4	災害対策基本法<抜粋>	5
5	災害対策基本法施行令<抜粋>	18
6	災害対策基本法施行規則<抜粋>	19
7	激甚災害法<抜粋>	24

第1編 基本編

第1章 総則	31
第3節 本村の概況	31
第4節 災害の記録・想定	36

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画（地震・津波編）	38
第2節 地震・津波に強いまちづくり	38
第2章 災害応急対策計画	43
第1節 組織計画	43
第3節 地震情報、津波警報等の伝達計画	50
第4節 災害通信計画	55
第5節 災害情報等の収集・伝達計画	57
第6節 災害広報計画	74
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	75
第9節 避難計画	79
第12節 消防計画	82
第14節 医療救護計画	84
第15節 交通輸送計画	86
第17節 災害救助法適用計画	89
第19節 食料供給計画	93
第21節 感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画	101
第27節 危険物等災害応急対策計画	102
第29節 労務供給計画	103
第33節 公益事業等施設応急対策計画	106
第37節 被災者への支援計画	107

第 3 編 風水害等編

第 1 章 災害予防計画（風水害等編）	108
第 4 節 火災予防計画.....	108
第 5 節 林野火災予防計画	109
第 11 節 不発弾等災害予防計画	110
第 13 節 文化財災害予防計画	113
第 17 節 水防・消防設備等及び救助施設等整備計画	114
第 21 節 台風・大雨等の防災知識普及計画.....	116
第 23 節 基地災害予防計画	117
第 24 節 自主防災組織育成計画	118
第 2 章 災害応急対策計画（風水害等編）	119
第 2 節 気象警報等の伝達計画.....	119
第 28 節 海上災害応急対策計画	121

条例等

1 読谷村防災会議条例

昭和 53 年 10 月 13 日

条例第 20 号

改正 平成 7 年 6 月 29 日条例第 15 号 平成 12 年 3 月 31 日条例第 25 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、読谷村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 読谷村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 読谷村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、村長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を行う。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が当該機関の長の同意を得て任命する者
- (2) 沖縄県の知事の部内の職員のうちから村長が県知事の同意を得て任命する者
- (3) 沖縄県警察の警察官のうちから村長が当該所属長の同意を得て任命する者
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから村長が当該機関の長の同意を得て任命する者

6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、沖縄県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 6 月 29 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日条例第 25 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 読谷村災害対策本部条例

昭和 53 年 10 月 13 日

条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、読谷村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 地方自治法〈抜粋〉

(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)
最終改正：平成二五年十一月二七日法律第八四号

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。

4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

第二百五十四条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

4 災害対策基本法<抜粋>

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

最終改正：平成三十年六月二十七日公布（平成三十年法律第六十六号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七条及び第五十四条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第一項並びに国家行政組織法第八条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法第十六条第二項並びに国家行政組織法第八条の二に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する機関
- 四 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第四十三条及び第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 五 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- 六 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の港務局（第八十二条第一項において「港務局」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五条第一項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- 七 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- 八 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- 九 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項の委員会若しくは第三号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第十二条第八項、第二十八条の三第六項第三号及び第二十八条の六第二項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- 十 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
- ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
- ハ 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
- ニ 市町村相互間地域防災計画 二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)

第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第六条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、基本理念にのっとり、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(住民等の責務)

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

(施策における防災上の配慮等)

第八条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項

二 治山、治水その他の国土の保全に関する事項

三 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項

四 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項

五 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項

六 災害の予報及び警報の改善に関する事項

七 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第三号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項

八 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項

九 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項

十 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項

十一 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項

十二 地方公共団体の相互応援及び第八十六条の八第一項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

- 十四 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
- 十五 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
- 十六 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
- 十七 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
- 十八 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
- 十九 防災思想の普及に関する事項

（都道府県防災会議の設置及び所掌事務）

第十四条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- 四 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（都道府県防災会議の組織）

第十五条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- 二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- 三 当該都道府県の教育委員会の教育長
- 四 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- 五 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
- 六 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 七 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 八 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6 都道府県防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の市町村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者うちから、当該都道府県の知事が任命する。

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

（市町村防災会議）

第十六条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議する

ため、市町村防災会議を置く。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。
- 4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第二項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第二項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（地方防災会議の協議会）

第十七条 都道府県相互の間又は市町村相互の間において、当該都道府県又は市町村の区域の全部又は一部にわたり都道府県相互間地域防災計画又は市町村相互間地域防災計画を作成することが必要かつ効果的であると認めるときは、当該都道府県又は市町村は、協議により規約を定め、都道府県防災会議の協議会又は市町村防災会議の協議会を設置することができる。

- 2 前項の規定により協議会を設置したときは、都道府県防災会議の協議会にあつては内閣総理大臣に、市町村防災会議の協議会にあつては都道府県知事にそれぞれ届け出なければならない。

（政令への委任）

第二十条 第十七条に規定するもののほか、地方防災会議の協議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（関係行政機関等に対する協力要求）

第二十一条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

（地方防災会議等相互の関係）

第二十二条 地方防災会議等は、それぞれその所掌事務の遂行について相互に協力しなければならない。

- 2 都道府県防災会議は、その所掌事務の遂行について、市町村防災会議に対し、必要な勧告をすることができる。

（都道府県災害対策本部）

第二十三条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

- 4 都道府県災害対策本部は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - 一 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 三 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村災害対策本部)

- 第二十三条の二 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。
- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
 - 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
 - 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
 - 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
 - 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
 - 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(非常災害対策本部の設置)

第二十四条 非常災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により当該災害に係る災害応急対策を推進するため特別の必要があると認めるときは、内閣総理大臣は、内閣府設置法第四十条第二項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に非常災害対策本部を設置することができる。

2 内閣総理大臣は、非常災害対策本部を置いたときは当該本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間を、当該本部を廃止したときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

第四十一条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

一 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七条第一項及び第六項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第三十三条第一項に規定する指定管理団体の水防計画

二 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第四条第一項に規定する離島振興計画

三 海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条の三第一項の海岸保全基本計画

四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第九条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画

五 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)第十四条第一項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第十九条第一項に規定する防災営農施設整備計画、同条第二項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第三項に規定する防災漁業経

営施設整備計画

六 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地震対策緊急整備事業計画

七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第三条第一項に規定する半島振興計画

八 前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画

（市町村地域防災計画）

第四十二条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第四項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

（災害予防及びその実施責任）

第四十六条 災害予防は、次に掲げる事項について、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする。

一 防災に関する組織の整備に関する事項

二 防災に関する教育及び訓練に関する事項

三 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関する事項

四 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関する事項

五 災害が発生した場合における相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

六 要配慮者の生命又は身体を災害から保護するためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害予防の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害予防を実施しなければならない。

(防災に関する組織の整備義務)

第四十七条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下この章において「災害予防責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(防災教育の実施)

第四十七条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努めなければならない。

2 災害予防責任者は、前項の防災教育を行おうとするときは、教育機関その他の関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災訓練義務)

第四十八条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行なわなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 災害予防責任者の属する機関の職員その他の従業員又は災害予防責任者の使用人その他の従業者は、防災計画及び災害予防責任者の定めるところにより、第一項の防災訓練に参加しなければならない。

4 災害予防責任者は、第一項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)

第四十九条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第四十九条の二 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務

又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置)

第四十九条の三 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体をいう。以下この条において同じ。）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

(指定緊急避難場所の指定)

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定緊急避難場所に関する届出)

第四十九条の五 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第四十九条の六 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第四十九条の四第一項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

2 市町村長は、前項の規定により第四十九条の四第一項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(指定避難所の指定)

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

2 第四十九条の四第二項及び第三項並びに前二条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第四十九条の四第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「第四十九条の七第一項」と、前条中「第四十九条の四第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

3 都道府県知事は、前項において準用する第四十九条の四第三項又は前条第二項の規定による通知を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第四十九条の九 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎とする名簿(以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。)を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報(以下「名簿情報」という。)を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第九十九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(次項において「避難支援等関係者」という。)に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人(当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。)の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第五章 災害応急対策

第一節 通則

(災害応急対策及びその実施責任)

第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。

- 一 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- 二 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- 三 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- 四 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- 五 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- 六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
- 七 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- 八 緊急輸送の確保に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生を防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(情報の収集及び伝達等)

第五十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

2 災害応急対策責任者は、前項の災害に関する情報の収集及び伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項に規定する地理空間情報をいう。）の活用努めなければならない。

3 災害応急対策責任者は、災害に関する情報を共有し、相互に連携して災害応急対策の実施に努めなければならない。

(国民に対する周知)

第五十一条の二 内閣総理大臣は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難のため緊急の必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、国民に対し周知させる措置をとらなければならない。

(防災信号)

第五十二条 市町村長が災害に関する警報の発令及び伝達、警告並びに避難の勧告及び指示のため使用する防災に関する信号の種類、内容及び様式又は方法については、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、内閣府令で定める。

2 何人も、みだりに前項の信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(被害状況等の報告)

第五十三条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県（都道府県に報告ができない場合にあつては、内閣総理大臣）に報告しなければならない。

2 都道府県は、当該都道府県の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 指定公共機関の代表者は、その業務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害が発生したときは、政令で定めるところにより、すみやかに、当該災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 第一項から前項までの規定による報告に係る災害が非常災害であると認められるときは、市町村、都道府県、指定公共機関の代表者又は指定行政機関の長は、当該非常災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に意を用いなければならない。

6 市町村の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該市町村が第一項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、都道府県は、当該災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

7 都道府県の区域内に災害が発生した場合において、当該災害の発生により当該都道府県が第二項の規定による報告を行うことができなくなつたときは、指定行政機関の長は、その所掌事務に係る災害に関する情報の収集に特に意を用いなければならない。

8 内閣総理大臣は、第一項から第四項までの規定による報告を受けたときは、当該報告に係る事項を中央防災会議に通報するものとする。

第二節 警報の伝達等

(発見者の通報義務等)

第五十四条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第一項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第一項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(都道府県知事の通知等)

第五十五条 都道府県知事は、法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は

地域防災計画の定めるところにより、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、市町村長その他の関係者に対し、必要な通知又は要請をするものとする。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第五十六条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

第三節 事前措置及び避難

(市町村長の出動命令等)

第五十八条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は消防吏員（当該市町村の職員である者を除く。）、警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第五十九条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第六十四条及び第六十六条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4 市町村長は、第一項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したとき

は、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第一項から第三項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第六項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(市町村の応急措置)

第六十二条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第六十三条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 3 第一項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた同法第八条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第一項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。
- 4 第六十一条の二の規定は、第一項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

5 災害対策基本法施行令<抜粋>

(昭和三十七年七月九日政令第二百八十八号)
最終改正：平成二五年九月二六日政令第二八五号

(政令で定める原因)

第一条 災害対策基本法（以下「法」という。）第二条第一号の政令で定める原因は、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

(被害状況等の報告)

第二十一条 法第五十三条第一項から第四項までに規定する災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次の各号に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより、行なうものとする。

- 一 災害の原因
- 二 災害が発生した日時
- 三 災害が発生した場所又は地域
- 四 被害の程度
- 五 災害に対しとられた措置
- 六 その他必要な事項

6 災害対策基本法施行規則<抜粋>

(昭和三十七年九月二十一日総理府令第五十二号)

最終改正：平成二十九年七月一日公布（昭和三十七年総理府令第五十二号）

(地区居住者等による提案)

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条の二第二項の規定により共同して計画提案を行おうとする者は、その全員の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを市町村防災会議に提出しなければならない。

一 地区防災計画の素案

二 計画提案を行うことができる者であることを証する書類

(防災訓練のための交通の禁止又は制限に係る標示の様式等)

第一条の二 災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号。以下「令」という。）第二十条の二第一項の標示の様式は、別記様式第一のとおりとする。

2 令第二十条の二第一項の規定により標示を設置する場所は、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限しようとする区域又は道路の区間の前面及びその区域又は道路の区間内の必要な地点における道路の中央又は左側の路端（歩道と車道の区別のある道路にあつては、歩道の車道側）とする。

(令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準)

第一条の三 令第二十条の三第一号の内閣府令で定める基準は、居住者、滞在者その他の者（第一条の八第二号において「居住者等」という。）の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（安全区域（令第二十条の三第二号に規定する安全区域をいう。）外にある同号口に規定する施設である指定緊急避難場所にあつては、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであることとする。

(令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の四 令第二十条の三第二号イの内閣府令で定める技術的基準は、当該異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によつて損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること（当該異常な現象が津波である場合にあつては、次条に規定する技術的基準に適合するものであることを含む。）とする。

(令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準)

第一条の五 令第二十条の三第三号イの内閣府令で定める技術的基準は、地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることとする。

(令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類)

第一条の六 令第二十条の四の内閣府令で定める異常な現象の種類は、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、噴石その他噴火に伴い発生する火山現象とする。

(変更の届出)

第一条の七 法第四十九条の五（法第四十九条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出は、当該変更の内容を記載した届出書を提出して行うものとする。

(災害に関する情報の伝達方法等を居住者等に周知させるための必要な措置)

第一条の八 法第四十九条の九の居住者等に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。

一 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に法第四十九条の九に規定する事項を記載したもの（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。

二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に掲げる情報、インターネットの利用その他の適切な方法により、居住者等がその提供を受けることができる状態に置くこと。

（令第二十条の六の内閣府令で定める基準）

第一条の九 令第二十条の六の内閣府令で定める基準は、次のとおりとする。

一 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下この条において「要配慮者」という。）の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。

二 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。

三 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

（被害状況等の報告）

第二条 令第二十一条の規定による災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要の報告は、災害の発生及びその経過に応じて逐次行うものとし、当該災害に対する応急措置が完了した後二十日以内に最終の報告を行うものとする。

2 令第二十一条第四号に規定する被害の程度に関する報告は、法第五十三条第一項及び第二項の規定により市町村及び都道府県が行うものにあつては別表第一に掲げる事項について、同条第三項の規定により指定公共機関の代表者が行うものにあつては被害の概算額について、同条第四項の規定により指定行政機関の長が行うものにあつては別表第二に掲げる事項のうちその所掌事務に係るものについて行うものとする。

別表第一

一 人的被害に関する事項

- イ 死者の数
- ロ 行方不明者の数
- ハ 重傷者の数
- ニ 軽傷者の数

二 住家の被害に関する事項

- イ 全壊(全流失・全埋没・全焼失を含む。)棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- ロ 半壊(半流失・半埋没・半焼失を含む。)棟数並びにこれに居住していた者の人員及び世帯数
- ハ 一部破損棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- ニ 床上浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数
- ホ 床下浸水棟数並びにこれに居住している者の人員及び世帯数

三 非住家の被害に関する事項

全壊又は半壊(流失・埋没・焼失を含む。)棟数

四 田畑の被害に関する事項

- イ 田の流失又は埋没面積並びに冠水面積
- ロ 畑の流失又は埋没面積並びに冠水面積

五 その他の被害に関する事項

- イ 道路決壊箇所数
- ロ 橋梁流失箇所数

- ハ 堤防決壊箇所数
- ニ 鉄道不通箇所数
- ホ 被害船舶数
- ヘ その他の被害
- 六 被災者に関する事項
 - り 災世帯数及び人員
- 七 被害額に関する事項
 - 指定公共機関の代表者及び指定行政機関の長が報告すべき被害以外の物的被害の概算額

別表第二

- 一 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)第三条第一項第一号及び第三号から第十号までの各号中に規定する施設、第七条各号に掲げる施設並びに第十四条、第十六条第一項及び第十七条第一項中に規定する施設にかかる被害の概算額
- 二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和二十五年法律第百六十九号)の規定の適用を受ける施設にかかる被害の概算額
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、法令又は予算により、その災害復旧事業費につき国が負担し、若しくは補助する施設(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三条第二項に規定する公用財産、皇室用財産及び森林経営用財産であるものを除く。)に係る被害の概算額
- 四 農作物、林産物、畜産物(家畜・家きんを含む。)、蚕繭及び水産物の被害の概算額

7 激甚災害法〈抜粋〉

昭和三十七年法律第百五十号

最終改正：平成二十八年五月二十日公布（平成二十八年法律第四十七号）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第二条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

3 前二項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第二章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特別の財政援助及びその対象となる事業）

第三条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和三十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業

三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和三十八年法律第二百四十七号）の規定の適用を受ける公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する学校を含む。第二十四条第一項において同じ。）の施設の災害復旧事業

四 公営住宅法（昭和三十六年法律第百九十三号）第八条第三項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

五 生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

六 児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十五条第二項から第四項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

六の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十二条若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下この号において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第四条第一項

の規定により設置された幼保連携型認定こども園（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）が設置したものを除く。）又は認定こども園法一部改正法附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の災害復旧事業

六の三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項又は第二項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十三条第二項若しくは第三項の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第五条第七項に規定する生活介護、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

九 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業

十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十八条の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第五十七条第四号の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業

十一の二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項の規定により確認された私立の学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園（第十七条第一項において「特定私立幼稚園」という。）の災害復旧事業

十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）

十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）

十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの

2 前項第六号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第五十六条の二第一項第一号に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号に該当する場合には、当該施設については、同条及び同法第五十六条の三の規定を準用する。

（特別財政援助額等）

第四条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第一項各号に掲げる事業ごとの都道府県の

負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

- 一 激甚災害が発生した年の四月一日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の百分の十をこえ、百分の五十までに相当する額については、百分の五十
 - 二 前号に規定する標準税収入の百分の五十をこえ、百分の百までに相当する額については、百分の五十五
 - 三 第一号に規定する標準税収入の百分の百をこえ、百分の二百までに相当する額については、百分の六十
 - 四 第一号に規定する標準税収入の百分の二百をこえ、百分の四百までに相当する額については、百分の七十
 - 五 第一号に規定する標準税収入の百分の四百をこえ、百分の六百までに相当する額については、百分の八十
 - 六 第一号に規定する標準税収入の百分の六百をこえる額に相当する額については、百分の九十
- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。
 - 3 前二項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。
 - 4 前条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。
 - 5 激甚災害に係る前条第一項第五号から第六号の三まで及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業並びに同項第十一号の二に掲げる事業については、国は、政令で定めるところにより、これらの事業に係る施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の十二分の一に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。
 - 6 第一項から第三項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章 農林水産業に関する特別の助成

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）

第八条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号。以下「天災融資法」という。）第二条第一項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第二条第四項第一号中「二百万円（北海道にあつては三百五十万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は五百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは「二百五十万円（北海道にあつては四百万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は六百万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は二千五百万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は五千万円）」とし、同項第二号中「六年」とあるのは「六年（政令で定める資金については七年）」とする。

- 2 天災融資法第二条第三項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政

令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法 の適用については、同法第二条第八項 中「二千五百万円（連合会に貸し付けられる場合は五千万円）」とあるのは、「五千万円（連合会に貸し付けられる場合は七千五百万円）以内で政令で定める額」とする。

第四章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法 による災害関係保証の特例）

第十二条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項 に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項 に規定する無担保保険又は同法第三条の三第一項 に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項 中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第三条の三において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項及び第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第三項及び第三条の三第二項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項 及び同法第五条 の規定の適用については、同法第三条第二項 中「百分の七十」とあり、及び同法第五条 中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

（事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助）

第十四条 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が四分の三をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の二を補助することができる。

第五章 その他の特別の財政援助及び助成

（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）

第十六条 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二条 に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条に

において「建物等」という。)の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費(買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費)及び設備費(以下次項及び次条において「工事費」と総称する。)並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

- 2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。
- 3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第一項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第十七条 国は、激甚災害を受けた特定私立幼稚園以外の私立の学校(学校教育法第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

- 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第三項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 3 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)第十二条から第十三条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第二条第一項及び第二項の規定は、第一項の規定により国が補助する場合について準用する。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例)

第二十条 特定地方公共団体である都道府県(指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。)に対し、国が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度(以下この条において「被災年度」という。)及びその翌年度に限り、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者(以下この条において「被災者」という。)に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

- 2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。
- 3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第一項の規定は、適用しない。
- 4 第一項の都道府県であつて第二項の規定により特別会計への繰り入れを行つたものについての母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項第二号及び第六項第二号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十条第二項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。)」とする。
- 5 第一項の都道府県であつて第二項の規定により国への償還を行つたものについての母子及

び寡婦福祉法第三十六条第二項 並びに第三十七条第二項、第四項及び第六項の規定の適用については、同法第三十六条第二項 中「同条第二項 及び第四項」とあるのは、「同条第二項 及び第四項 並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第二十条第二項」と、「同条第五項」とあるのは「次条第五項」と、同法第三十七条第二項第一号中「この項及び第四項」とあるのは「この項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項及び激甚災害法第二十条第二項」と、同条第六項第一号中「第二項及び第四項」とあるのは「第二項及び第四項並びに激甚災害法第二十条第二項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第二十一条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、都道府県又は水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第二条第二項 に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）

第二十二条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等（公営住宅法第二条第五号 に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする場合には、同法第八条第一項 の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（同法第七条第一項 の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七条第三項 の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第七条第三項 及び第四項 の規定を準用する。

（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）

第二十四条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、一箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては八十万円以上百二十万円未満、その他の市町村にあつては三十万円以上六十万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、一学校ごとの工事の費用が十万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第三条 の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項 の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項 の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち、一箇所の工事の費用が十三万円以上四十万円未満のもの事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内（被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については百分の九十の範囲内におい

て政令で定める率に相当する額の範囲内) で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法 の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

- 3 前二項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。
- 4 第一項又は第二項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

第 1 編 基本編

第 1 章 総則

第 3 節 本村の概況

3 - 1 地目別土地面積の推移

毎年 1 月 1 日現在、単位：千㎡

区 分年次	総面積	地目別面積							
		田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
昭和 61 年	34,480	63	3,471	3,403	1	—	1,818	22,318	3,406
昭和 62 年	34,480	—	3,446	3,445	1	—	1,834	22,362	3,392
昭和 63 年	34,500	—	3,355	3,685	1	—	1,783	22,125	3,551
平成元年	35,170	—	3,315	3,717	1	—	1,781	22,131	4,225
平成 2 年	35,170	—	3,398	3,780	6	—	1,766	21,955	4,265
平成 3 年	35,170	—	4,370	3,818	6	—	1,758	20,884	4,334
平成 4 年	35,170	—	4,334	3,623	6	—	1,729	20,893	4,585
平成 5 年	35,170	—	4,284	3,624	6	—	1,724	20,946	4,586
平成 6 年	35,170	—	4,492	3,695	6	—	1,707	20,511	4,759
平成 7 年	35,170	—	4,458	3,774	6	—	2,484	19,787	4,661
平成 8 年	35,170	—	4,637	3,850	6	—	2,403	19,523	4,751
平成 9 年	35,170	—	4,587	3,937	6	277	2,036	19,591	4,736
平成 10 年	35,170	—	4,689	4,028	6	277	2,109	19,308	4,753
平成 11 年	35,170	—	4,667	4,111	6	275	2,053	19,295	4,763
平成 12 年	35,170	—	4,641	4,149	6	275	2,051	19,268	4,781
平成 13 年	35,170	—	4,618	4,181	6	282	2,046	19,197	4,840
平成 14 年	35,170	—	4,596	4,224	6	282	2,040	19,186	4,836
平成 15 年	35,170	—	4,951	4,285	6	586	2,059	18,430	4,853
平成 16 年	35,170	—	4,919	4,315	6	589	2,116	18,475	4,750
平成 17 年	35,170	—	4,919	4,355	6	589	2,104	18,466	4,731
平成 18 年	35,170	—	5,124	4,366	6	733	2,007	19,143	3,791
平成 19 年	35,170	—	6,119	4,426	6	730	2,133	17,859	3,897
平成 20 年	35,170	—	6,056	4,488	6	727	2,120	17,843	3,930
平成 21 年	35,170	—	6,035	4,574	6	727	2,112	17,769	3,948
平成 22 年	35,170	—	5,989	4,623	6	557	1,989	18,012	3,995

平成 23 年	35,170	—	5,992	4,686	6	557	2,116	17,795	4,018
平成 24 年	35,170	—	5,909	4,712	6	557	1,968	17,822	4,196
平成 25 年	35,170	—	5,891	4,749	6	557	1,956	17,808	4,203
平成 26 年	35,170	—	5,871	4,824	6	556	1,950	17,759	4,203
平成 27 年	35,280	—	5,824	4,879	6	556	1,937	17,547	4,531
平成 28 年	35,280	—	5,834	4,940	6	554	1,926	17,437	4,613
平成 29 年	35,280	—	5,730	4,968	6	538	1,856	17,359	4,822
平成 30 年	35,280	—	5,698	5,019	6	401	1,854	17,468	4,835

資料：税務課（土地に関する概要調書報告書）

※ 米軍基地は雑種地の中に含めた。

※ その他は、総面積から田、畑、宅地、池沼、山林、原野、雑種地を差引いた数値である。

3 - 2 過去の降水量

年	降水量(mm)		
	合計	日最大	最大1時間
昭和 59 年	1,461	144	34
昭和 60 年	1,978	182	59
昭和 61 年	1,289	188	40 注
昭和 62 年	1,903	187	37
昭和 63 年	1,974	146	47
平成 1 年	1,726	112	55
平成 2 年	1,951	116	57
平成 3 年	1,610	173	56
平成 4 年	1,938	112	37
平成 5 年	1,231	98	58
平成 6 年	1,660	166	48
平成 7 年	1,772	157	39
平成 8 年	1,551	129	65 注
平成 9 年	1,956	240	43
平成 10 年	2,405	107	59
平成 11 年	1,629	164	55
平成 12 年	2,366	194	41
平成 13 年	2,051	93	43
平成 14 年	1,820	135	44
平成 15 年	1,519	118	42
平成 16 年	1,817	205	52
平成 17 年	1,868	196	66
平成 18 年	2,183	182	63
平成 19 年	2,244	246	56
平成 20 年	1,285	61	53
平成 21 年	1,840	192	60
平成 22 年	2,796	173	56
平成 23 年	1,765	179	47
平成 24 年	2,496	182	59
平成 25 年	1,715	117	42
平成 26 年	2,538	298	97
平成 27 年	1,645	160	59
平成 28 年	1,674	78	52
平成 29 年	1,800	119	49
平成 29 年	2,230	193	45

(資料：気象庁 観測地点読谷)

注：資料不足値 統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない場合。

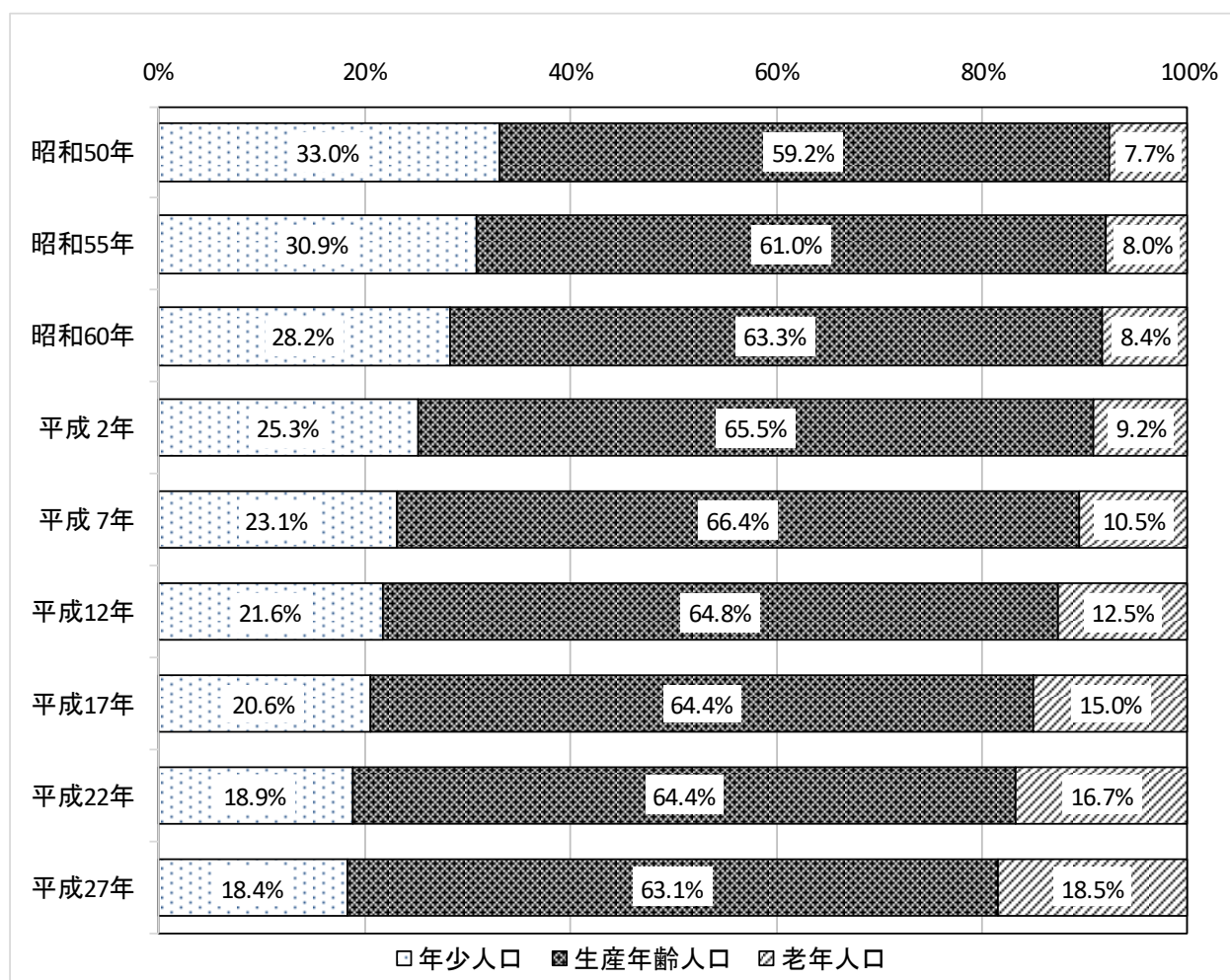
3-3 人口・世帯数の推移

西暦	総人口	男	女	世帯数	1世帯 当たりの 人員	女100人に 対する男 の割合(%)	密度 (k㎡当たり)	増加率 (%)
1981年12月	27,224	13,413	13,811	6,325	4.3	97.1	790	1.73
1982年12月	27,508	13,532	13,976	6,454	4.3	96.8	798	1.04
1983年12月	28,021	13,783	14,238	6,601	4.2	96.8	813	1.86
1984年12月	28,415	14,028	14,387	6,790	4.2	97.5	824	1.41
1985年12月	28,874	14,302	14,572	7,013	4.1	98.1	837	1.62
1986年12月	29,355	14,567	14,788	7,262	4.0	98.5	851	1.67
1987年12月	30,024	14,925	15,099	7,515	4.0	98.8	871	2.28
1988年12月	30,498	15,189	15,309	7,714	4.0	99.2	884	1.58
1989年12月	31,010	15,480	15,530	7,912	3.9	99.7	882	1.68
1990年12月	31,711	15,828	15,883	8,249	3.8	99.7	902	2.26
1991年12月	32,088	15,976	16,112	8,490	3.8	99.2	912	1.19
1992年12月	32,489	16,198	16,291	8,655	3.8	99.4	924	1.25
1993年12月	33,189	16,530	16,659	8,901	3.7	99.2	944	2.15
1994年12月	33,759	16,833	16,926	9,149	3.7	99.5	960	1.72
1995年12月	34,206	17,035	17,171	9,476	3.6	99.2	973	1.32
1996年12月	34,734	17,291	17,443	9,867	3.5	99.1	988	1.54
1997年12月	35,562	17,723	17,839	10,265	3.5	99.3	1,011	2.38
1998年12月	36,129	18,033	18,096	10,635	3.4	99.7	1,027	1.59
1999年12月	36,636	18,287	18,349	11,027	3.3	99.7	1,042	1.40
2000年12月	36,974	18,462	18,512	11,328	3.3	99.7	1,051	0.92
2001年12月	37,319	18,661	18,658	11,628	3.2	100.0	1,061	0.93
2002年12月	37,511	18,757	18,754	11,788	3.2	100.0	1,067	0.51
2003年12月	37,836	18,888	18,948	12,054	3.1	99.7	1,076	0.87
2004年12月	38,263	19,078	19,185	12,345	3.1	99.4	1,088	1.13
2005年12月	38,575	19,244	19,331	12,604	3.1	99.5	1,097	0.82
2006年12月	38,712	19,257	19,455	12,805	3.0	99.0	1,101	0.36
2007年12月	38,833	19,328	19,505	12,981	3.0	99.1	1,104	0.31
2008年12月	39,016	19,409	19,607	13,241	2.9	99.0	1,109	0.47
2009年12月	39,405	19,620	19,785	13,571	2.9	99.2	1,120	1.00
2010年12月	39,878	19,809	20,069	13,892	2.9	98.7	1,134	1.20
2011年12月	40,363	20,018	20,345	14,274	2.8	98.4	1,148	1.22
2012年12月	40,517	20,127	20,390	14,472	2.8	98.7	1,152	0.38
2013年12月	40,677	20,193	20,484	14,759	2.8	98.6	1,157	0.39
2014年12月	41,084	20,342	20,742	15,150	2.7	98.1	1,165	1.00
2015年12月	41,204	20,422	20,782	15,459	2.7	98.3	1,168	0.29
2016年12月	41,394	20,543	20,851	15,799	2.6	98.5	1,173	0.46
2017年12月	41,427	20,522	20,905	16,087	2.6	98.2	1,174	0.08
2018年12月	41,446	20,485	20,961	16,318	2.5	97.7	1,175	0.05

3-4 年齢別人口の推移

	年少人口 (0歳～14歳)		生産年齢人口 (15歳～64歳)		老年人口 (65歳以上)		うち後期老年人口 (75歳以上)	
	総数	%	総数	%	総数	%	総数	%
昭和50年	8,004	33.0	14,352	59.2	1,876	7.7	847	3.5
昭和55年	8,206	30.9	16,186	61.0	2,124	8.0	931	3.5
昭和60年	8,048	28.2	18,077	63.3	2,411	8.4	1,069	3.7
平成2年	7,793	25.3	20,131	65.5	2,826	9.2	1,275	4.1
平成7年	7,607	23.1	21,848	66.4	3,457	10.5	1,488	4.5
平成12年	7,793	21.6	23,392	64.8	4,522	12.5	1,770	4.9
平成17年	7,670	20.6	24,011	64.4	5,611	15.0	2,235	6.0
平成22年	7,215	18.9	24,609	64.4	6,370	16.7	3,056	8.0
平成27年	7,229	18.4	24,832	63.1	7,281	18.5	3,786	9.6

※ 国勢調査



第4節 災害の記録・想定

4-1 (1) 急傾斜地崩壊危険箇所 (I)

所轄土木事務所名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置		地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定
				大字	小字	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	
中部土木事務所	読谷村	I-113	長浜(1)	長浜	船地原	90	220	10.5	19	-	道路(335m)	無
〃	〃	I-114	古堅(1)	古堅	松浦原	60	520	20.0	24	-	道路(45m) 河川(320m) 護岸(315m)	無
〃	〃	I-115	古堅(2)	古堅	古堅原	35	225	11.0	15	-	河川(235m)	無
〃	〃	I-116	大湾(1)	大湾	大湾原	52	185	9.0	10	-	河川(195m)	無
〃	〃	I-117	楚辺	楚辺	後原	72	870	20.8	59	-	村道(970m) 道路(575m) 公園(2)	H5.3.23
〃	〃	I-261	比謝砦	比謝砦	比謝砦原	90	90	15.8	6	-	国道(85m)	無
〃	〃	I-353	座喜味(1)	座喜味	横田屋原	32	370	9.9	13	-	道路(215m)	無
〃	〃	I-354	座喜味(2)	座喜味	横田屋原	35	135	8.5	5	-		無

4-1 (2) 急傾斜地崩壊危険箇所 (II)

所轄土木事務所名	水防管理団体名	番号	箇所名	位置		地形			保全対策			急傾斜地崩壊危険区域の指定
				大字	小字	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)	人家(戸)	公共的建物	公共施設	
中部土木事務所	読谷村	II-192	長浜(2)	長浜	船地原	67	45	7.0	2	-	道路(25m)	無
〃	〃	II-193	高志保	高志保	東原	40	34	5.7	2	-		無
〃	〃	II-194	大湾(2)	大湾	前原	63	33	8.2	2	-	河川(30m)	無

4 - 1 (3) 急傾斜地崩壊危険区域指定

所轄土木 事務所名	水防管理 団体名	箇所名	面積 (a)	地形			被害対象	指定年月日
				傾斜角度	長さ(m)	高さ(m)	人家 (戸)	
中部土木 事務所	読谷村	楚辺	330.4	57~82	21	13~20	47	平成 5.3.23

第2編 地震・津波編

第1章 災害予防計画（地震・津波編）

第2節 地震・津波に強いまちづくり

（平成31年3月1日現在）

2-1 給油取扱所

事業所名	所在地	品名	取扱量（ℓ）	倍数
波平給油所	読谷村字波平 845-2	ガソリン 軽油 オイル	30,000 10,514 2,000	160.8
J A 読谷セルフSS	読谷村字伊良皆 722	ガソリン 軽油 オイル 廃油	78,400 19,600 2,000 3,000	412.9
沖縄バス	読谷村字瀬名波 652	軽油	10,000	10
琉球バス	読谷村字瀬名波 652	軽油	20,000	20
読谷給油所	読谷村字楚辺 1139	ガソリン 軽油 オイル	30,000 20,000 1,800	170.3
都屋給油所	読谷村宇都屋 279-1	ガソリン 軽油 オイル	20,000 10,000 2,700	110.5
古堅給油所	読谷村字古堅 638-2	ガソリン 軽油 オイル	40,000 20,000 1,900	220.3
比謝川給油所	読谷村字伊良皆 240-1	ガソリン 軽油 重油 オイル	40,000 20,000 1,800 1,000	221.1
ブルーポート読谷長浜	読谷村字長浜 1772-1	ガソリン 軽油 廃油 オイル	40,000 20,000 1,900 2,000	221.3
エクスプレス喜名SS	読谷村字喜名 468-2	ガソリン 軽油 廃油 オイル	45,000 15,000 1,900 3,000	241.4
クイーンズトラップ ゴルフコース	読谷村字牧原 1	ガソリン 軽油	600 600	3.6

2-2 一般取扱所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
読谷漁港	10,000	重油	5	休止中
(株) 日政石油	10,000 10,000 10,000	灯油 軽油 重油	25	
(株) 森岡コーリー	15,000 15,000	軽油 重油	22.5	
ニューラッキーランドリー	12,000	重油	6	ボイラー
(有) 比嘉酒造	5,370	重油	2.69	ボイラー
ホテル日航アリビラ	5,160	重油	2.58	ボイラー
ホテル日航アリビラ	5,108	重油	2.6	発電機
沖縄残波岬ロイヤルホテル	3,000	重油	1.5	発電機
サンエー大湾シティ	5,428	重油	2.71	ボイラー

2-3 高圧ガス（貯槽設置）

名称	ガスの種類	所在地
比謝川ガス(株)	20t×1	読谷村字古堅 473
(株)国場組ヨミタンリゾート沖縄	10t×1	読谷村字高志保 884

2-4 屋外タンク貯蔵所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
沖縄ハム総合食品株式会社	10,000	重油	5	
ニューラッキーランドリー	12,000	重油	6	
比嘉自然海塩	5,371	重油	2.69	
(株)森岡コーリー	16,000 2,100	廃油 重油	8 10.5	

2-5 屋内貯蔵所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
ホテル日航アリビラ	800	ガソリン	4	

2-6 屋内タンク貯蔵所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
ニライ消防本部 読谷消防署	1,100	重油	1.1	鋼製
サンエー大湾シティ	4,000	重油	2	鋼製

2-7 製造所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
読谷村先進農業支援センター	2,600	重油	2	鋼製
	2,000	動植物油		
	200	メタノール		

2-8 地下タンク貯蔵所

事業所名	数量	品名	倍数	備考
ホテル日航アリビラ	50,000	重油	25	鋼製
沖縄残波岬ロイヤルホテル	50,000	重油	25	鋼製
沖縄残波岬ロイヤルホテル	50,000	重油	25	S F二重殻 鋼製
(株)日政石油	30,000	灯油 軽油 重油	25	鋼製
読谷漁港	10,000	重油	5	鋼製 (休止中)
読谷村健康増進センター	4,000	重油	2	鋼製

2 - 9 移動タンク貯蔵所

事業所名	数量	品名	倍数	車両番号
東恩納貞夫	2,000	灯油	2	な 3003
(株) 日政石油	1,000 1,000	軽油 重油	1.5	さ 5636
(株) 日政石油	2,000 2,000	軽油 灯油	4	に 3419
大島自動車	2,000 2,000	軽油 灯油	4	た 1567
古堅給油所	2,000 2,000 (混載)	軽油 灯油	2	さ 9302
丸善商会	2,000	灯油	2	さ 2695
崎原盛賢	3,000 3,000	軽油 重油	3	さ 7748
(株) 森岡コーリー	4,000 3,760 3,740	灯油 軽油 重油	4	す 305
(株) 森岡コーリー	2,000	灯油 軽油	2	す 4703
(株) 森岡コーリー	2,000	ガソリン 灯油 軽油	2~10	す 4782
(株) 森岡コーリー	3,700 3,490 3,470	ガソリン 軽油 重油	3.7~1.74	す 8305

2-10 嘉手納空軍施設内危険物施設

(ニライ消防合併当時～平成30年度申請分)

年 月 日	申請場所	用 途	危険物名	貯蔵量	指定数量	備 考
平成15年1月27日	嘉手納(12)消防署(436)	屋外タンク貯蔵所	軽油	7,000	7倍	
平成16年6月25日	嘉手納空軍基地	屋外タンク貯蔵所	軽油	3,000	3倍	
平成16年9月2日	嘉手納空軍基地	屋外タンク貯蔵所	軽油	30,000	30倍	
平成16年10月14日	嘉手納空軍基地	屋内貯蔵所	第4類	3,807	76.14倍	
				3,807	3.807倍	
				3,726	0.621倍	
平成17年9月29日	嘉手納(12)管理棟(524)	屋外タンク貯蔵所	軽油	10,000	10倍	
平成18年2月14日	嘉手納(12)管理棟(630)	屋外タンク貯蔵所	軽油	4,100	4.1倍	
平成18年2月28日	嘉手納(12)管理棟(525)	屋外タンク貯蔵所	軽油	4,100	4.1倍	
平成19年10月26日	嘉手納(17)倉庫(658)	屋内貯蔵所	第4類	10,703	32.42倍	
平成23年9月22日	嘉手納飛行場内	屋外タンク貯蔵所	軽油	13,000	13.0倍	
平成28年3月9日	嘉手納(25)管理棟(659)	屋外タンク貯蔵所	軽油	1,500	1.5倍	

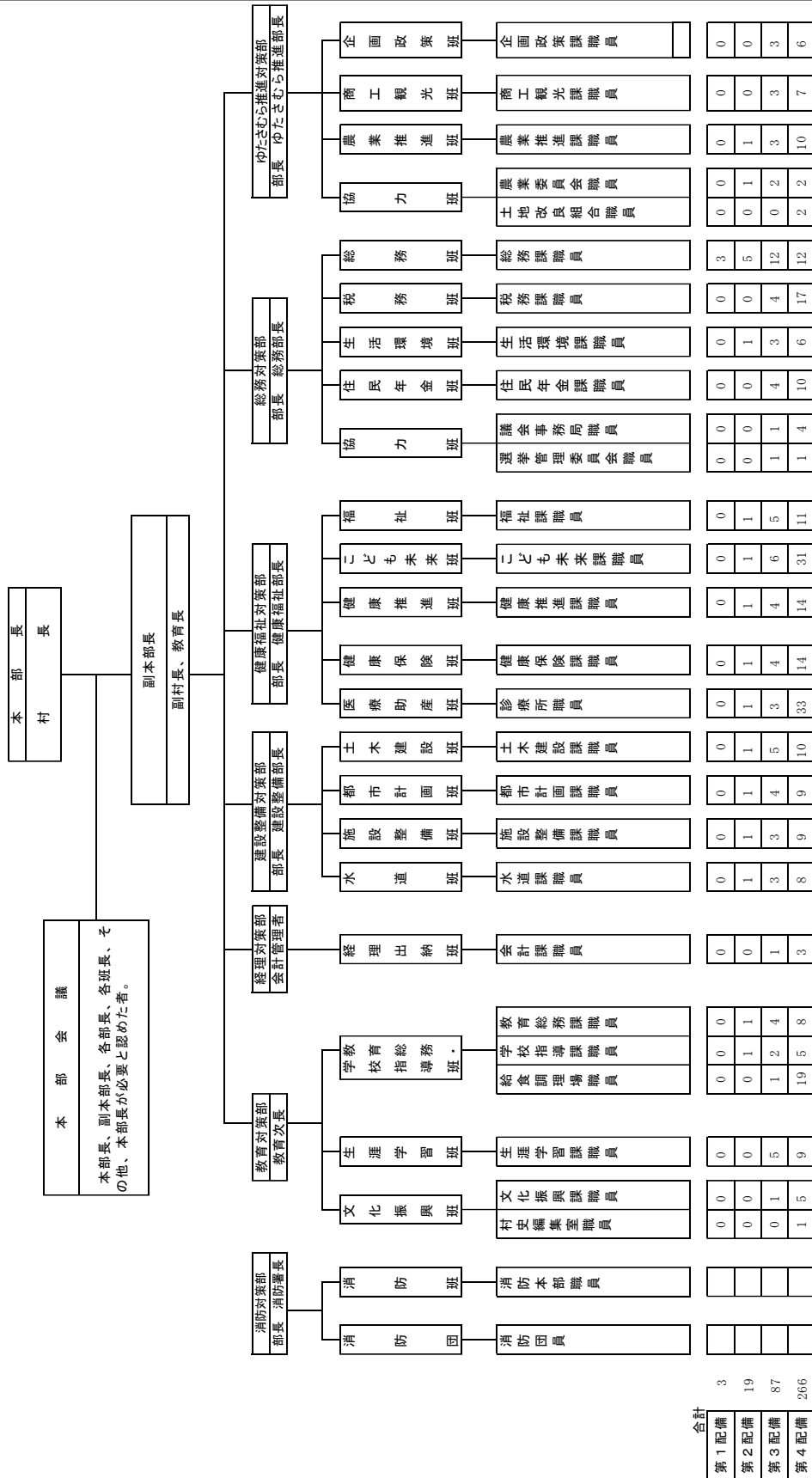
2-11 トライ軍施設内危険物施設

年 月 日	申請場所	用 途	危険物名	貯蔵量	指定数量	備 考
平成17年6月30日	トライ(H15)倉庫(525)	屋外タンク貯蔵所	軽油	20,000	20倍	
平成22年3月30日	トライ(20)管理棟(462)	屋外タンク貯蔵所	軽油	30,000	30倍	
平成22年4月22日	トライ(20)管理棟(462)	一般取扱所	軽油	8,666	8.67倍	
平成30年8月13日	トライ(27)倉庫(1101)	屋内貯蔵所	軽油	1,500	1.5倍	

第2章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

1-1 読谷村災害対策本部組織図



※消防・消防団員は別組織のため応援協力体制

1 - 2 読谷村災害対策本部の所掌事務

部	班	班長	所掌事務
ゆたさむら推進対策部	企画政策班	企画政策課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害広報活動の企画実施に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 被害状況の調査、整理及び報告に関する事 4. 災害時の基地関係機関からの情報収集及び連絡調整に関する事 5. 基地より派生する災害への対応に関する事 6. 被害情報の収集及び報告に関する事 7. 職員の動員に関する事 8. 班内の庶務に関する事 9. 部内の庶務に関する事
	商工観光班	商工観光課長	<ol style="list-style-type: none"> 10. 商工業関係の被害状況調査及び応急措置に関する事 11. 中小企業に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事 12. 観光施設の被害状況の調査及び観光客の安全に関する事 13. 漁船及び漁業施設等の災害対策に関する事 14. 水産被害調査及び報告に関する事 15. 被害情報の収集及び報告に関する事 16. 災害時の復興に関する事 17. 職員の動員に関する事 18. 班内の庶務に関する事
	農業推進班	農業推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農作物の災害対策に関する事 2. 農業施設等の災害対策に関する事 3. 防風林、防潮林等防災施設の維持管理及び整備に関する事 4. 農村公園等の災害対策に関する事 5. 被災後の再生産対策に関する事 6. 家畜防疫に関する事 7. 農林水産被害調査及び報告に関する事 8. 災害復旧に関する事 9. 家畜の死体の収容及びその処理に関する事 10. 避難所設営の協力に関する事 11. 被害情報の収集及び報告に関する事 12. 職員の動員に関する事 13. 班内の庶務に関する事
	協力班	農業委員会・土地改良区	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 2. 土地改良区内の災害対策及び被害調査、報告に関する事 3. ダム関係施設の災害対策及び被害調査、報告に関する事 4. 被害情報の収集及び報告に関する事 5. 職員の動員に関する事 6. 班内の庶務に関する事

部	班	班長	所掌事務
総務対策部	総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部会議に関する事 2. 防災会議、その他防災関係機関等との連絡及び調整 3. 災害非常配備体制の指示及び伝達に関する事 4. 各班との連絡調整及び動員、派遣に関する事 5. 災害に関する情報の統括に関する事 6. 避難に関する事 7. 他市町村及び県との連絡調整に関する事 8. 県、関係機関に対する被害報告に関する事 9. 被害職員に関する事 10. 災害関係予算の措置に関する事 11. 災害時における輸送計画のための車両調達に関する事 12. 庁舎の管理及び電気通信施設の保全に関する事 13. 災害救助法の適用申請に関する事。 14. り災証明書の発行に関する事 15. 資機材調達のための協定に関する事 16. 職員の動員に関する事 17. 班内の庶務に関する事 18. 部内の庶務に関する事 19. その他、他の班に属さないこと
	税務班	税務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 2. 被災者に対する村税の徴収猶予及び減免措置に関する事 3. 被害情報の収集及び報告に関する事 4. 職員の動員に関する事 5. 班内の庶務に関する事 6. 住宅被害認定調査に関する事
	生活環境班	生活環境課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防疫に関する事 2. 災害時の清掃に関する事 3. 死体の収容及びこれに必要な処置に関する事 4. ごみ、し尿の収集、運搬、処理に関する事 5. 犬、ねこ等の死体処理の指導に関する事 6. 被害情報の収集及び報告に関する事 7. 職員の動員に関する事 8. 班内の庶務に関する事
	住民年金班	住民年金課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時の労務供給に関する事 2. 埋葬許可証の発行に関する事 3. 被害情報の収集及び報告に関する事 4. 炊き出しに関する事 5. 被災者の安否の確認や避難所の情報などの相談に関する事 6. 職員の動員に関する事 7. 班内の庶務に関する事
	協力班	議会事務局長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 2. 災害応援対策特命に関する事 3. 被害情報の収集及び報告に関する事 4. 職員の動員に関する事 5. 班内の庶務に関する事

部	班	班 長	所掌事務
健康 福祉 対策	福祉班	福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助物資の確保及び配分に関すること 2. 義援金等の配分及び各種給付金の支給に関すること 3. 乾パン等の応急主要食糧の調達及び配分に関すること 4. 福祉施設等の災害応急対策及び復旧に関すること 5. 要配慮者等の避難に関すること 6. 民間団体への活動依頼に関すること 7. 炊き出しに関すること 8. 社会福祉協議会との調整及びボランティア活動の支援 9. 遺体の収容及びこれに必要な処置に関すること 10. 被害情報の収集及び報告に関すること 11. 職員の動員に関すること 12. 班内の庶務に関すること 13. 部内の庶務に関すること
	こども未来班	こども未来課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救助物資の確保及び配分に関すること 2. 義援金等の配分及び各種給付金の支給に関すること 3. 乾パン等の応急主要食糧の調達及び配分に関すること 4. 児童福祉施設等の災害応急対策及び復旧に関すること 5. 要配慮者等の避難に関すること 6. 民間団体への活動依頼に関すること 7. 炊き出しに関すること 8. 被害情報の収集及び報告に関すること 9. 職員の動員に関すること 10. 班内の庶務に関すること
	健康推進班	健康推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保健衛生に関すること 2. 民間団体への活動依頼に関すること 3. 医療施設災害復旧に関すること 4. 保健所との連絡調整に関すること 5. 被害情報の収集及び報告に関すること 6. 職員の動員に関すること 7. 班内の庶務に関すること
	健康保険班	健康保険課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難者の収容及び避難所の設置運営に関すること 2. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 3. 職員の動員に関すること 4. 班内の庶務に関すること 5. 被害情報の収集及び報告に関すること
	医療助産班	診療所事務長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 診療所の避難対策に関すること 2. 医療助産に関すること 3. 医療施設災害復旧に関すること 4. 医療班の編成に関すること 5. 被害情報の収集及び報告に関すること 6. 職員の動員に関すること 7. 班内の庶務に関すること 8. 医薬品の調達に関すること

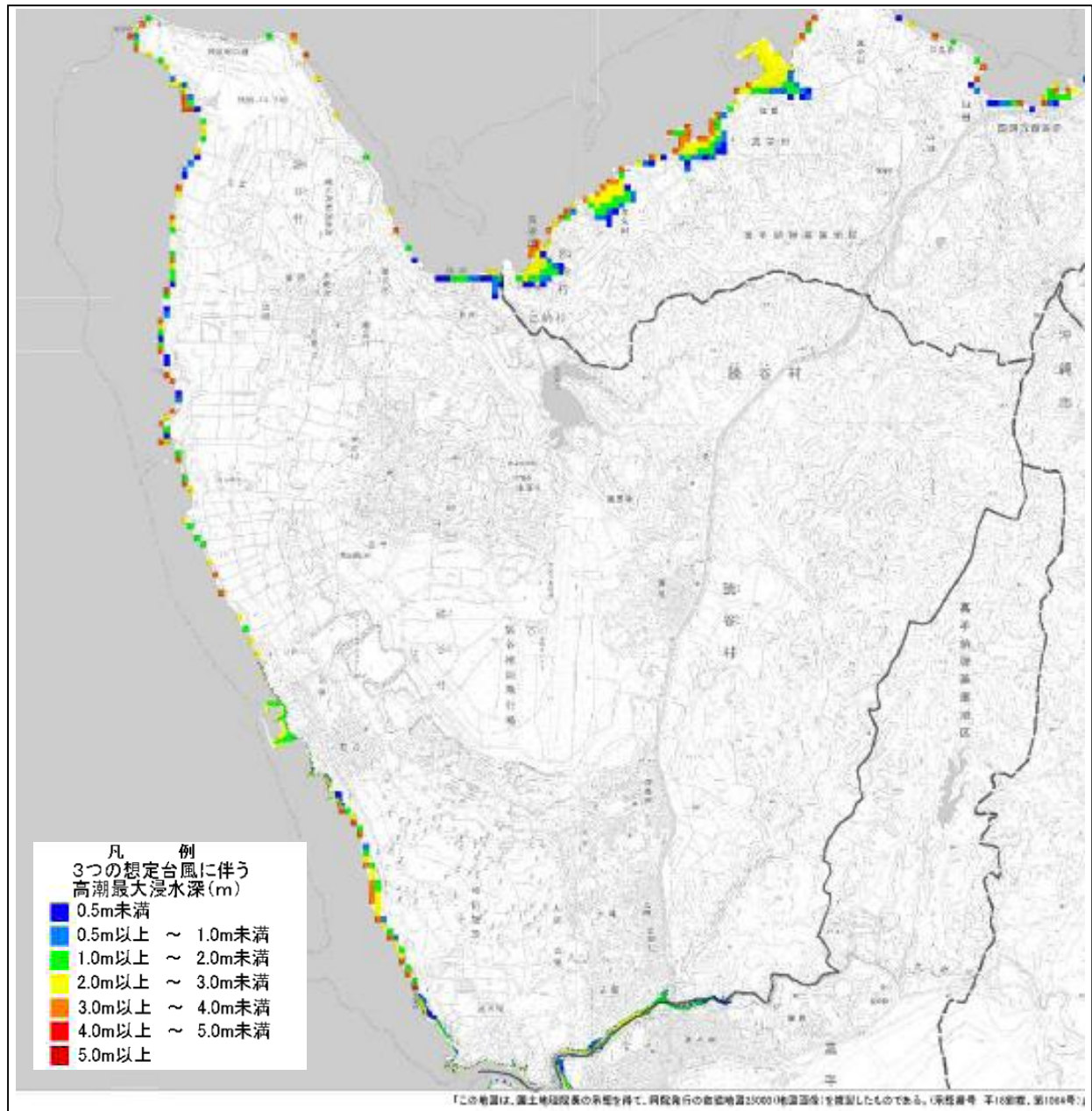
部	班	班長	所掌事務
建設整備対策部	土木建設班	土木建設課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、普通河川及び橋梁の点検、整備、復旧並びに障害物の除去に関する事 2. 護岸等の災害対策に関する事 3. 災害廃棄物の収集に関する事 4. 災害復旧に関する事 5. 応急復旧に関する事 6. 災害対策用資機材の運用に関する事 7. 水防活動に関する事 8. 土木建築等被害状況調査及び報告に関する事 9. 道路等の災害対策に関する事 10. 排水路等の災害対策に関する事 11. 災害応急措置に要する資機材の調整に関する事 12. 交通規制に関する事 13. 緊急輸送活動の調整に関する事 14. 道路、橋梁等の被害状況調査に関する事 15. 被害情報の収集及び報告に関する事 16. 職員の動員に関する事 17. 班内の庶務に関する事
	都市計画班	都市計画課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村営住宅の被害調査及び応急対策の実施に関する事 2. 被災建築物応急危険度診断に関する事 3. 災害応急措置に要する資機材の調整に関する事 4. 災害廃棄物の収集に関する事 5. 災害復旧に関する事 6. 応急復旧に関する事 7. 建築物の災害予防及び災害時における応急補強工事の指導に関する事 8. 災害対策用資機材の運用に関する事 9. 都市公園等の災害対策に関する事 10. 住宅被害認定調査に関する事 11. 被害情報の収集及び報告に関する事 12. 職員の動員に関する事 13. 班内の庶務に関する事 14. 部内の庶務に関する事
	施設整備班	施設整備課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 村営住宅の被害調査及び応急対策の実施に関する事 2. 被災建築物応急危険度診断に関する事 3. 災害応急措置に要する資機材の調整に関する事 4. 災害復旧に関する事 5. 応急復旧に関する事 6. 建築物の災害予防及び災害時における応急補強工事の指導に関する事 7. 災害対策用資機材の運用に関する事 8. 公共下水道の災害対策に関する事 9. 応急仮設住宅の維持管理に関する事。 10. 住宅被害認定調査に関する事 11. 被害情報の収集及び報告に関する事 12. 職員の動員に関する事 13. 班内の庶務に関する事
	水道班	水道課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 給水区域内の施設被害状況の調査に関する事 2. 水道施設の応急復旧対策に関する事 3. 被災者に対する飲料水の供給に関する事 4. 県企業局、読谷村管工事協同組合との連絡調整に関する事 5. 被害情報の収集及び報告に関する事 6. 職員の動員に関する事 7. 班内の庶務に関する事

部	班	班長	所掌事務
経理対策部	経理出納班	会計管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害活動の出納に関する事 2. 義援金及び寄付等の受領に関する事 3. 被害情報の収集及び報告に関する事 4. 職員の動員に関する事 5. 班内の庶務に関する事 6. 指定金融機関との連絡調整に関する事。

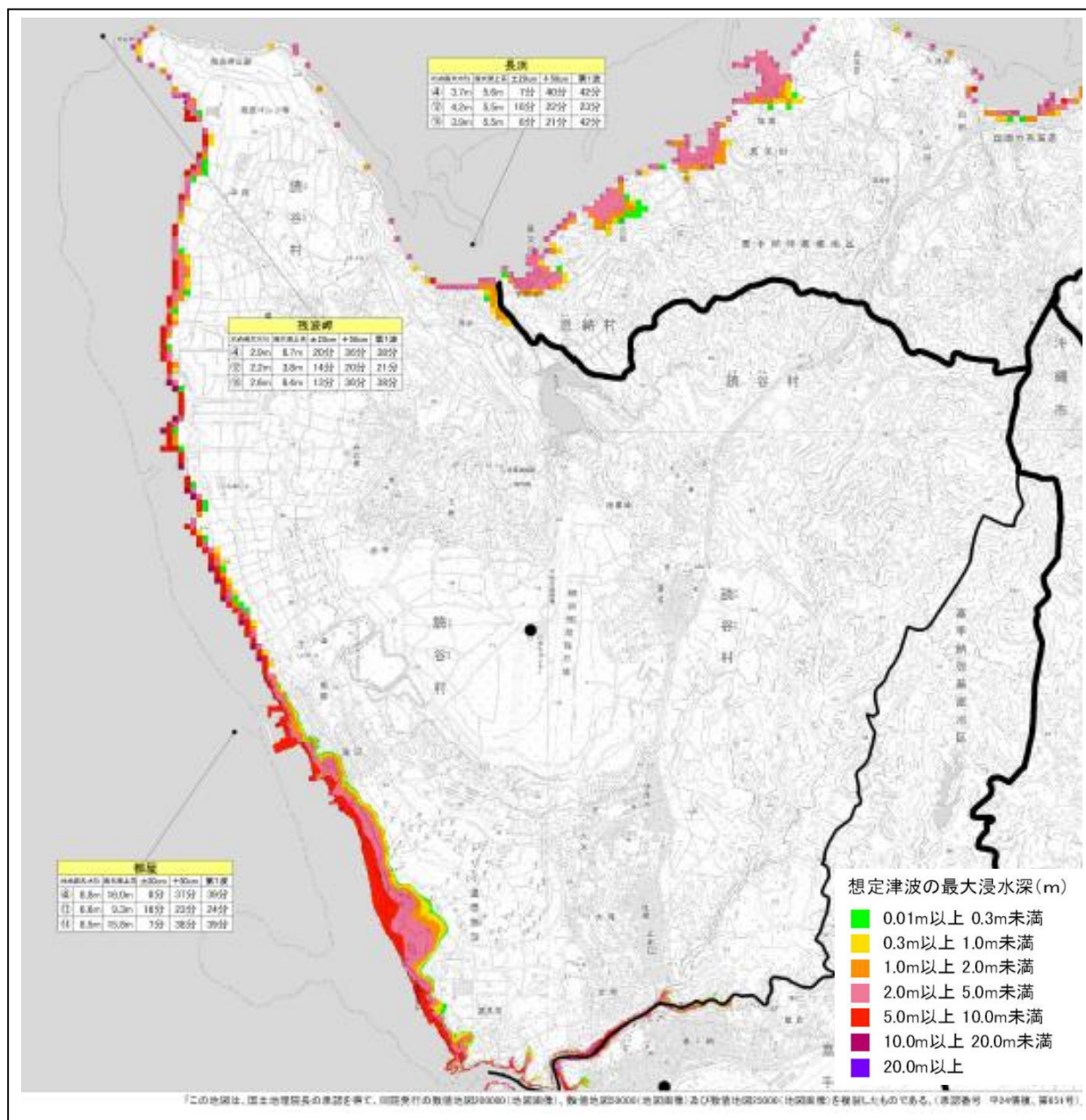
部	班	班長	所掌事務
教育対策部	教育総務・学校教育班	教育総務課長・学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教施設の災害対策及び復旧に関すること 2. 村立小中学校との連絡調整に関すること 3. 児童、生徒、所管施設の被害状況調査及び報告に関すること 4. 応急教材及び学用品の供給に関すること 5. 被災児童、生徒の救護及び応急教育指導に関すること 6. 防災知識の普及及び防災訓練の実施協力に関すること 7. 給食調理場の炊き出し及び災害対策に関すること 8. 避難場所設営の協力に関すること 9. 被害情報の収集及び報告に関すること 10. 職員の動員に関すること 11. 班内の庶務に関すること 12. 部内の庶務に関すること
	生涯学習班	生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 社会教育施設の被害点検及び復旧に関すること 2. 避難場所設営の協力に関すること 3. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 4. 被害情報の収集及び報告に関すること 5. 職員の動員に関すること 6. 班内の庶務に関すること
	文化振興班	文化振興課長	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の災害対策及び復旧に関すること 2. 避難場所設営の協力に関すること 3. 災害応急対策、避難及び救助活動への応援協力 4. 被害情報の収集及び報告に関すること 5. 職員の動員に関すること 6. 班内の庶務に関すること

第3節 地震情報、津波警報等の伝達計画

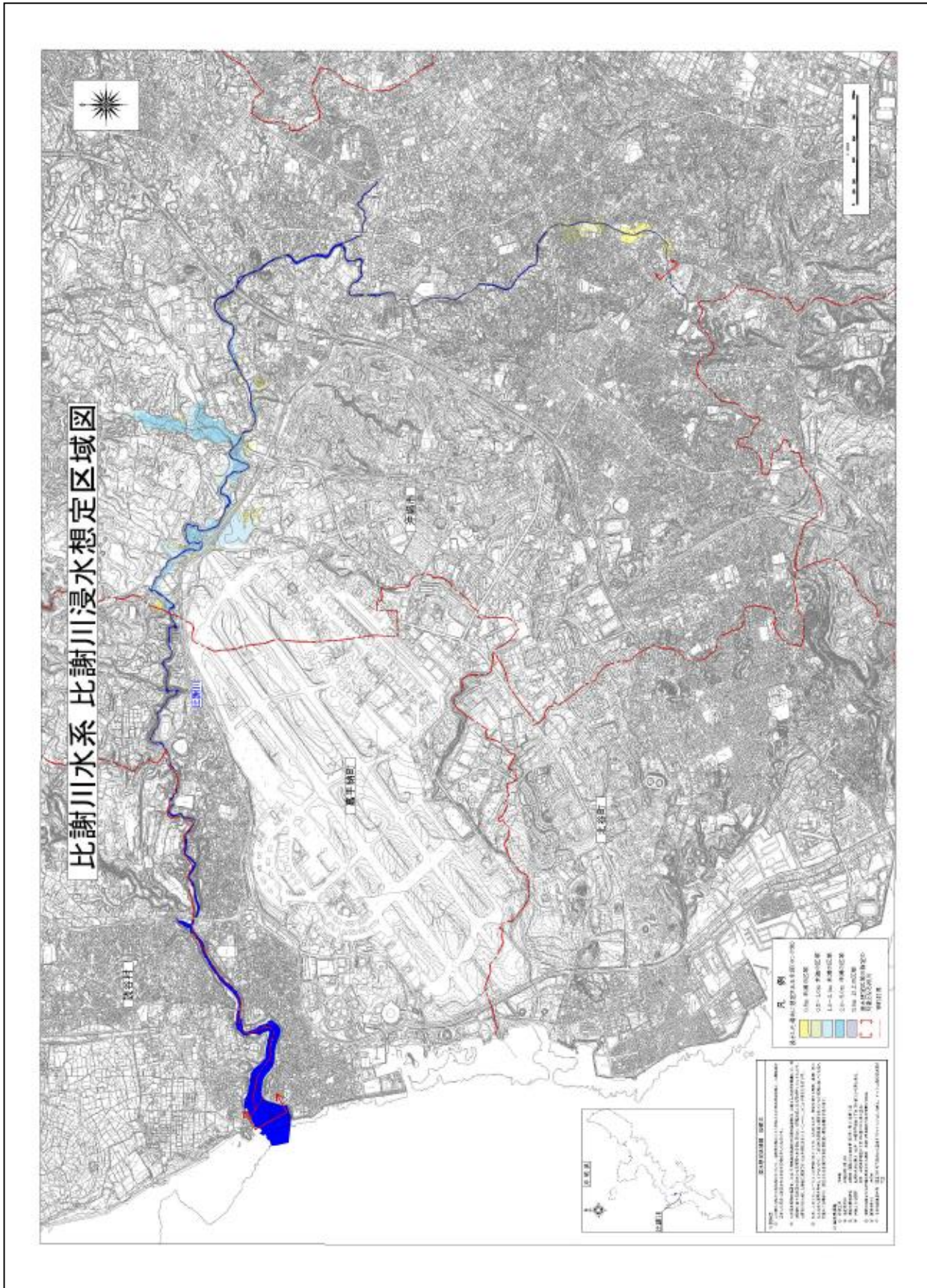
3-1 高潮浸水想定区域図（平成19年3月）



3 - 2 津波浸水想定区域図（平成 25 年 3 月）



3 - 3 比謝川浸水想定区域図（平成 24 年 11 月）



3 - 4 気象庁震度階級関連解説表

【使用にあたっての留意事項】

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなる等、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回当たりの時間の長さ）及び継続時間等の違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害等の量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

3 - 5 震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月 31 日）

(1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯等のつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯等のつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまると感じる。	電灯等のつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しい等、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁等に軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。壁等に大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁等にひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁等に大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁等のひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置等により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱等の部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱等の部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。
	1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりする等の被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路等で、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問い合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震等の災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板等の提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認等のため、時間がかかることがある。

※震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

第4節 災害通信計画

4-1 無線局一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号
沖 縄 県	那覇市泉崎1丁目2番地の2	098-866-2333
沖 縄 総 合 事 務 局	那覇市おもろまち2丁目1番地の1	098-866-0031
沖 縄 気 象 台	那覇市樋川1丁目15番地15号	098-833-4283
第十一管区海上保安本部	那覇市港町2丁目11番地の1	098-867-0118
沖 縄 県 警 察 本 部	那覇市泉崎1丁目2番地の2	098-862-0110
那 覇 空 港 事 務 所	那覇市安次嶺531-3	098-859-5110
N H K 沖 縄 放 送 局	那覇市おもろまち2丁目6番の21	098-865-2222
沖 縄 電 力 防 災 室	浦添市牧港5-2-1	098-877-2341
沖 縄 漁 業 無 線 協 会	糸満市西崎1丁目4番地の11	098-840-3566
沖 縄 総 合 通 信 事 務 所	那覇市旭町1丁目9番地 カフーナ旭橋B-1街区5F	098-865-2300
琉 球 放 送	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-867-2151
ラ ジ オ 沖 縄	那覇市西町1丁目4番地の8	098-869-2211
F M 沖 縄	浦添市小湾40番地	098-877-2361
F M よ み た ん	読谷村字喜名2346番地11 読谷村地域振興センター3F	098-958-7860
沖 縄 テ レ ビ 放 送	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-2111
N T T 沖 縄 支 店 N T T 西 日 本 沖 縄 支 店	浦添市城間4丁目35番地の1	098-871-2820
日本赤十字社沖縄県支部	沖縄県那覇市与儀1丁目3-1	098-835-1177

第5節 災害情報等の収集・伝達計画

5-1 災害即報様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	読 谷 村
報告者	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
<p>* 住家については、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p>										
<p>被害集中地域 …</p>										
応急対策の状況										

被害状況即報

市町村名		読谷村		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況	1. 設置 年 月 日 時 分		
災害名 ・ 報告番号	災害名			田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		2. 廃止 年 月 日 時 分		2. 廃止 年 月 日 時 分		
	第 報 (月 日 時現在)				冠 水	ha		農林水産施設	千円				3. 避難状況	3. 避難状況	
報告者名				畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		4. 応援要請の概要			4. 応援要請の概要	
			冠 水		ha		その他の公共施設	千円		5. 応急措置の概要			5. 応急措置の概要		
区 分		被 害		文教施設		箇所		小 計	千円				6. 救助活動の概要	6. 救助活動の概要	
区 分		被 害		病院		箇所		公共施設被害市町村	団体		7. その他の措置			7. その他の措置	
人的被害	死 者		人	そ の 他	道 路		箇所	農産被害	千円				災害救助法の適用		有
	行方不明者		人		橋りょう		箇所		林物被害	千円			消防職員出動延人数		人
	負傷者	重症			人	河 川		箇所		畜産被害	千円			消防団員出動延人数	
		軽傷			人	港 湾		箇所	水産被害		千円				
住家被害	全 壊		棟		砂 防		箇所	商工被害		千円					
			世帯		清掃施設		箇所		その他	千円					
			人		崖くずれ		箇所	被害総額		千円					
	半 壊		棟		鉄道不通		箇所	被災発生場所		備考 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況					
			世帯		被害船舶		隻	災害発生年月日							
			人		水 道		戸	災害の概況							
	一部破損		棟	電 話		回線	消防機関の活動状況								
			世帯	電 気		戸									
			人	ガ ス		戸									
	床上浸水		棟	ブロック塀等		箇所									
		世帯													
		人													
床下浸水		棟	り災世帯数		世帯										
		世帯	り災者数		人										
		人	火災発生												
非住家	公共建物		棟	建 物	件										
				危険物	件										
	そ の 他		棟	その他	件										

注：被災額は省略することができるものとする。

災害確定報告

市町村名		読谷村		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部設置・措置状況	1. 設置 年 月 日 時 分			
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流失・埋没	ha		公立文教施設	千円		2. 廃止 年 月 日 時 分					
					冠 水	ha		農林水産施設	千円		3. 避難状況					
報告者名				畑	流失・埋没	ha		公共土木施設	千円		4. 応援要請の概要					
					冠 水	ha		その他の公共施設	千円		5. 応急措置の概要					
区分		被 害		文教施設		箇所		小 計	千円		6. 救助活動の概要					
人的被害	死 者	人		病院		箇所		公共施設被害市町村		団体	7. その他の措置					
	行方不明者	人		道 路		箇所		その他	農産被害	千円			災害救助法の適用		有 ・ 無	
	負傷者	重症	人		橋りょう		箇所			林物被害	千円			消防職員出動延人数		人
		軽傷	人		河 川		箇所			畜産被害	千円			消防団員出動延人数		人
住 家 被 害		棟		そ の 他	港 湾		箇所			水産被害	千円					
全 壊	棟				砂 防		箇所		商工被害	千円						
	世帯				清掃施設		箇所									
半 壊	棟				崖くずれ		箇所		その他	千円						
	世帯				鉄道不通		箇所		被害総額	千円						
一部破損	棟				被害船舶		隻		備考 災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況							
	世帯				水 道		戸									
床上浸水	棟				電 話		回線									
	世帯				電 気		戸									
床下浸水	棟				ガ ス		戸									
	世帯			ブロック塀等		箇所										
		棟		そ の 他												
		棟		り災世帯数		世帯										
		世帯		り災者数		人										
		人		火災発生												
非住家	公共建物	棟		建 物	件											
	その他	棟		危険物	件											
				その他	件											

5-4 災害報告様式第1号補助表1

公 共 文 教 施 設 被 害

読谷村

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注：「位置」欄は、字名を記入する。

農 林 水 産 施 設 被 害

読谷村

被 害 施 設 名	位 置	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

注1：この表は、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の算定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。

注2：「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

読谷村

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

注1：この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 注2：「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 注3：「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋りょう名、砂防施設等を記入する。

その他の公共施設被害

読谷村

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

農 産 被 害

1 農作物被害

読谷村

農産物等名	総栽培面積	被害面積	被害減収量	単価	被害金額	備考
	ha	ha	t	円	千円	
計						

2 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注：「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

読谷村

1 林産物被害

林 産 物 等 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

2 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

注1：「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物を記入する。

注2：「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

畜 産 被 害

1 家畜等及び蚕繭被害

読谷村

家 畜 等	被 害 数 量	単 価	被 害 金 額	備 考
			千円	
計				

2 施設被害

被 害 施 設 名	被害数量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注：「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば畜舎等を記入する。

水 農 産 被 害

読谷村

1 漁船被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
トン			千円	

2 漁具被害・水産物等被害

種 類	被害数量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3 施設被害

種 類	被害数量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1 : 漁船被害「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。

2 : 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設、例えば養殖施設等を記入する。

商 工 被 害

読谷村

被 害 種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	
計			

注：「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

読谷村

災害名		発生年月日							計
区分									
人的被害	死者	人							
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷 人 軽傷 人							
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
	半壊	棟							
		世帯							
	一部破損	棟							
		世帯							
床上浸水	棟								
	世帯								
床下浸水	棟								
	世帯								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	文教施設	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	被害船舶	隻							
水道	戸								
電話	回線								
電気	戸								
ガス	戸								
フロック塀等	箇所								
火災発生	建物	件							
	危険物	件							
	その他	件							
り災世帯数	世帯								
り災者数	人								
公立文教施設	千円	()	()	()	()	()	()		
農林水産業施設	千円	()	()	()	()	()	()		
公共土木施設	千円	()	()	()	()	()	()		
その他の公共施設	千円	()	()	()	()	()	()		
その他	農産被害	千円							
	林産被害	千円							
	畜産被害	千円							
	水産被害	千円							
	商工被害	千円							
その他	千円								
被害総額	千円								
災害対策部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
	解散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用		有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人								
消防団員出動延人数	人								

5 - 14 災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害にたいして、村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

5 - 15 災害即報様式第 2 号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。		
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては設置及び廃止の日時を報告するものとする。		
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。		
応援要請	応援を要求した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。		
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告する。		
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告する。		
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名	
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間	
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過	
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況	

5-16 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準とする。

被害区分		説明
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1ヶ月以上の治療の要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の診療を受け、又は受ける必要がある者のうち1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟をみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で協同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%場に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものとする。ただしガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

被害区分		説明
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分には属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公共保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、工作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没・冠水	田の例に準じて取扱う。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律205）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	河岸	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	山及び崖くずれのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	

被 害 区 分		説 明
5 その 他の 被害 (つづき)	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告する。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農道、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設、公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた場合とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス・農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木・苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜・畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり・漁具・漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料・商品・生産機械器具等とする。

第6節 災害広報計画

6-1 報道機関一覧表

名 称	所 在 地	電話番号
沖縄タイムス社	那覇市久茂地2丁目2番2号	098-860-3000
琉球新報社	那覇市天久905番地	098-865-5111
NHK沖縄放送局	那覇市おもろまち2丁目6番21	098-865-2222
琉球放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-867-2151
沖縄テレビ放送	那覇市久茂地1丁目2番20号	098-863-2111
ラジオ沖縄	那覇市西1丁目4番8号	098-869-2211
F M沖縄	浦添市小湾40番地	098-877-2361
F Mよみたん	読谷村字喜名2346番地11 読谷村地域振興センター3F	098-958-7860
沖縄タイムス中部支社	沖縄市胡屋1丁目3番10号	098-939-1122
琉球新報中部支社	沖縄市仲宗根町25-6	098-934-6500
琉球朝日放送	那覇市久茂地2丁目3番1号	098-860-1199

第7節 自衛隊災害派遣要請計画

7-1 災害派遣命令者の所在地等

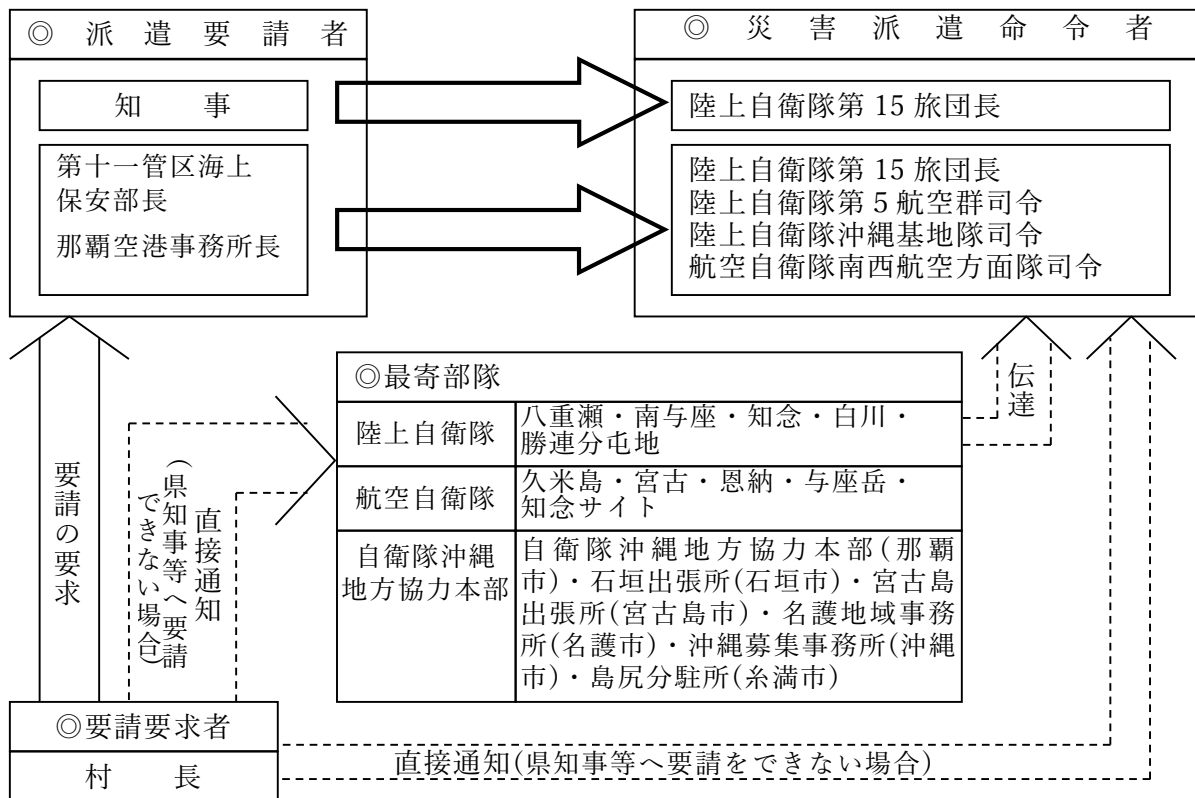
	あて先	あて先所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部付隊	857-1155 857-1156 857-1157 内線 206 233 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 6-552-0123	当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 206 302 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク 6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地司令部	うるま市勝連平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3454 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3453 内線 244
航空自衛隊	南西航空方面隊司令部	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請権者	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊第15旅団	航空自衛隊南混成団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安部長	航空自衛隊南混成団	海上自衛隊第5航空群 海上自衛隊沖縄基地隊
海上捜索		海上自衛隊第5航空群 海上自衛隊沖縄基地隊	航空自衛隊南混成団

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成16年3月31日）による

7-2 自衛隊の災害派遣要請系統



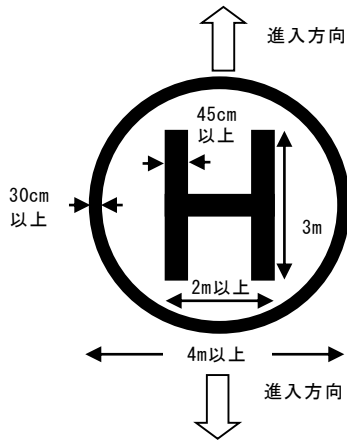
※緊急時における通報を実施した市町村は、速やかに県に派遣依頼する。

7-3 部隊の住所

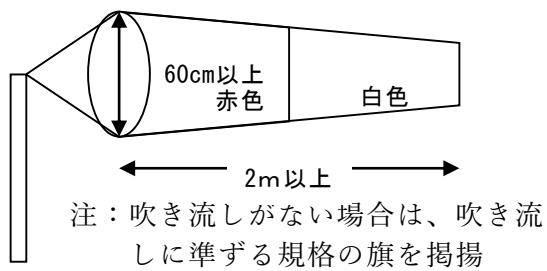
区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	八重瀬分屯地	島尻群八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻群八重瀬町字安里 569	098-998-3439
	知念分屯地	南城市知念字 1177-1	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川福地原 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連字内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7477	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字宇江城山田原 2064-1	098-985-3690
自衛隊沖縄地方協力本部	沖縄市前島 3-24-3-1	098-866-5457	
自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所	石垣市字登野城 55 石垣合同庁舎内	0980-82-4942	
自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所	宮古島市平良字下里 1016 平良合同庁舎内	0980-72-4742	
自衛隊沖縄地方協力本部 名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064	
自衛隊沖縄地方協力本部 沖縄募集案内所	沖縄市美里 12-9	098-937-1608	
自衛隊沖縄地方協力本部 島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1 F	098-992-4141	

7-4 ヘリポートの設置基準

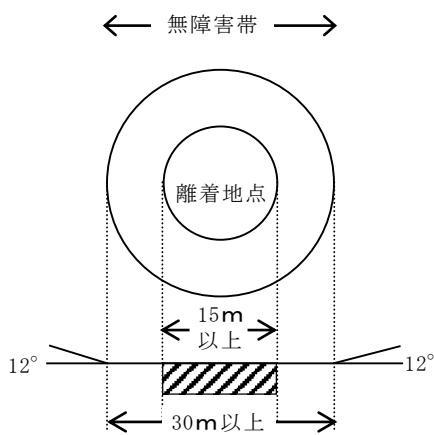
(ア) ヘリポートの表示基準



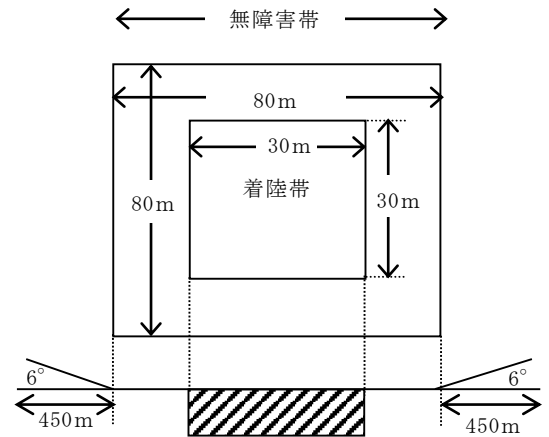
(イ) 吹き流しの掲揚基準



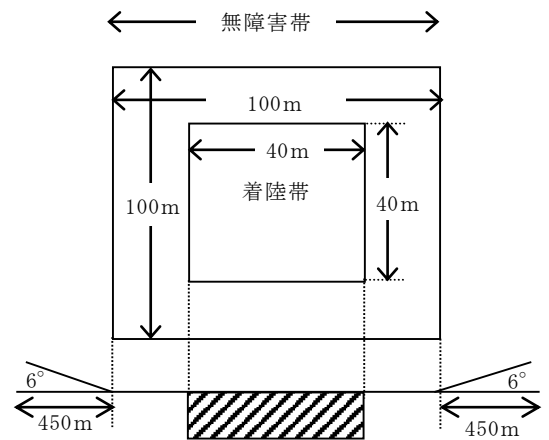
(ウ) 小型機 (OH-6) の場合



(エ) 中型機 (UH-60JA) の場合



(オ) 大型機 (V-107、CH-47J) の場合



第9節 避難計画

9-1 避難施設

■ 広域避難場所

番号	施設名称	所在地	電話番号
1	読谷村運動広場	字座喜味 2976	982-9200
—	防災拠点広場（予定）	—	—

■ 指定緊急避難場所

番号	施設名	所在地
1	長浜地区運動広場	字長浜 364
2	宇座東公園	字高志保 1601
3	井之原公園	字波平 424-2
4	観音堂公園	字喜名 448-1
5	楚辺東公園	字楚辺 1272-5
6	セーラの森公園	字座喜味 1975
7	有限会社カデナ自動車学校	字楚辺 1512

■ 指定避難所

番号	施設名	所在地	電話番号
1	渡慶次公民館	字渡慶次 180	958-4922
2	渡慶次小学校	字瀬名波 510	958-2503
3	儀間公民館	字長浜 1409	958-3002
4	瀬名波公民館	字瀬名波 138	958-2594
5	宇座公民館	字長浜 1840-2	958-2231
6	高志保公民館	字高志保 260	958-4455
7	読谷村立図書館	字波平 37	958-3113
8	読谷保育所	字高志保 1406	958-3024
9	波平公民館	字波平 61	958-2229
10	読谷小学校	字高志保 1277-1	958-2403
11	読谷中学校	字座喜味 2976-2	958-2303
12	読谷村生き生き健康センター	字都屋 167-2	957-3366
13	世界遺産座喜味城跡ユンタンザミュージアム	字座喜味 708-4	958-2254
14	座喜味公民館	字座喜味 154	958-2228
15	喜名公民館	字喜名 2207	958-2236
16	喜名小学校	字喜名 401	958-2405
17	読谷村南保育所	字楚辺 1030-1	956-4179
18	伊良皆公民館	字伊良皆 177-3	956-2235
19	古堅中学校	字伊良皆 297	956-2221
20	古堅小学校	字楚辺 999-1	956-2158
21	大木公民館	字大木 294	956-2020
22	牧原公民館	字比謝 315-4	956-2328
23	比謝公民館	字比謝 26	956-2234
24	古堅公民館	字古堅 75-3	956-2238
25	古堅南小学校	字古堅 612-1	956-1129
26	読谷村体育センター	字座喜味 2975	982-9231
27	読谷村地域振興センター	字喜名 2346-11	958-7240

■津波時指定避難ビル

番号	施設名称	所在地
1	カサブランカ スカイ	字古堅 735-5
2	カサブランカ イースト	字古堅 765-2

■福祉避難所

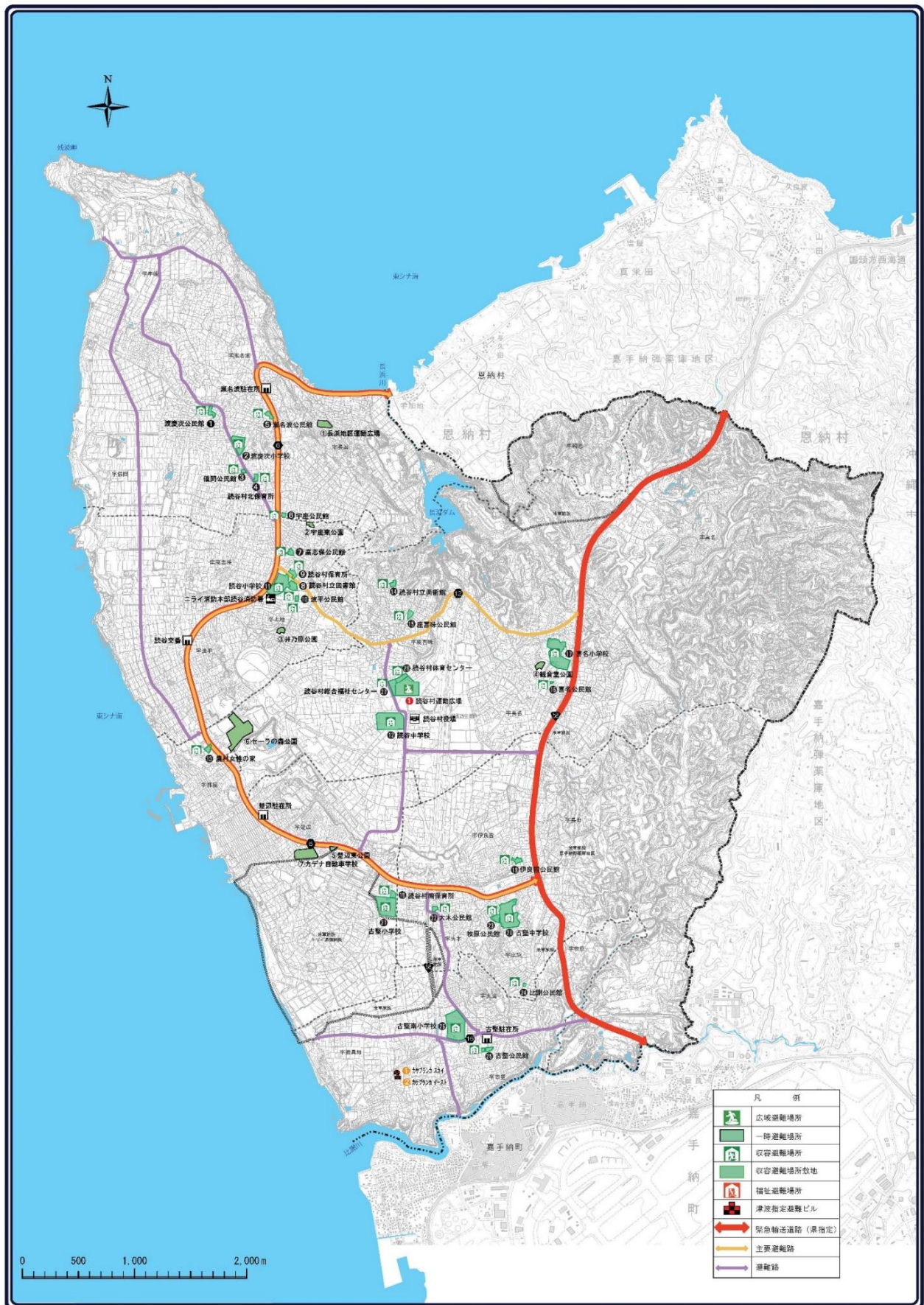
番号	施設名	所在地	電話番号
1	読谷村健康増進センター	字座喜味 2901 番地 1	982-9100
2	読谷村老人福祉センター	字座喜味 1976 番地	921-5006
3	みらい児童館	字古堅 867 番地 2	921-5102
4*	社会福祉法人沖縄県福祉事業団 よみたん救護園	字都屋 167 番地	956-4111

* 4 民間協力協定

9 - 2 避難路一覧

路線番号	路線名
1	高志保～宇座線
7	大木～古堅線
34	波平前原～都屋大当原線
35	残波線
70	水釜～大木線
71	福祉センター線
144	古堅～渡具知線
161	座喜味 12 号線
239	波平～残波線
243	中央残波線
344	楚辺～座喜味線
346	伊良皆～波平線
347	村民センター線

9-3 避難場所位置図



第 12 節 消防計画

12-1 消防水利現勢

(1) 消防本部の名称、所在地

名 称	所 在 地	電話番号
ニライ消防本部	沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914 (総務課)
読谷消防署	読谷村字波平 920-1	098-958-2119

(2) 消防水利現勢 (読谷村内) (平成 29 年 4 月 1 日現在)

消 火 栓	340 基
-------	-------

(3) ニライ消防本部消防水利現勢

	区 分	設 置 数	
消火栓	公 設	784	801
	私 設	17	
防火水槽	100m ³ 以上	1	86
	40m ³ 以上 60m ³ 未満	68	
	20m ³ 以上 40m ³ 未満	17	
合 計		887	

12-2 消防車両整備状況表

(1) 消防車両整備状況 (ニライ消防読谷署) (平成 31 年 4 月 1 日現在)

車 両	登録年月	無線局番号	備 考
水槽車	平成 17 年 2 月	よみたんたんく 1	10,000 リットル
水槽付ポンプ車	平成 20 年 3 月	よみたんぼんぷ 1	2,000 リットル
水槽付ポンプ車	平成 24 年 3 月	よみたんぼんぷ 2	700 リットル
けん引車	平成 10 年 2 月	よみたんせきさい 2	
積 載 車	平成 27 年 10 月	よみたんせきさい 1	
救助工作車	平成 9 年 1 月	よみたんきゆうじょ 1	
指揮車	平成 24 年 9 月	よみたんしき 1	
救急車	平成 26 年 12 月	よみたんきゆうきゆう 1	高規格
救急車	平成 28 年 10 月	よみたんきゆうきゆう 2	高規格

(2) 消防車両整備状況表 (ニライ消防本部)

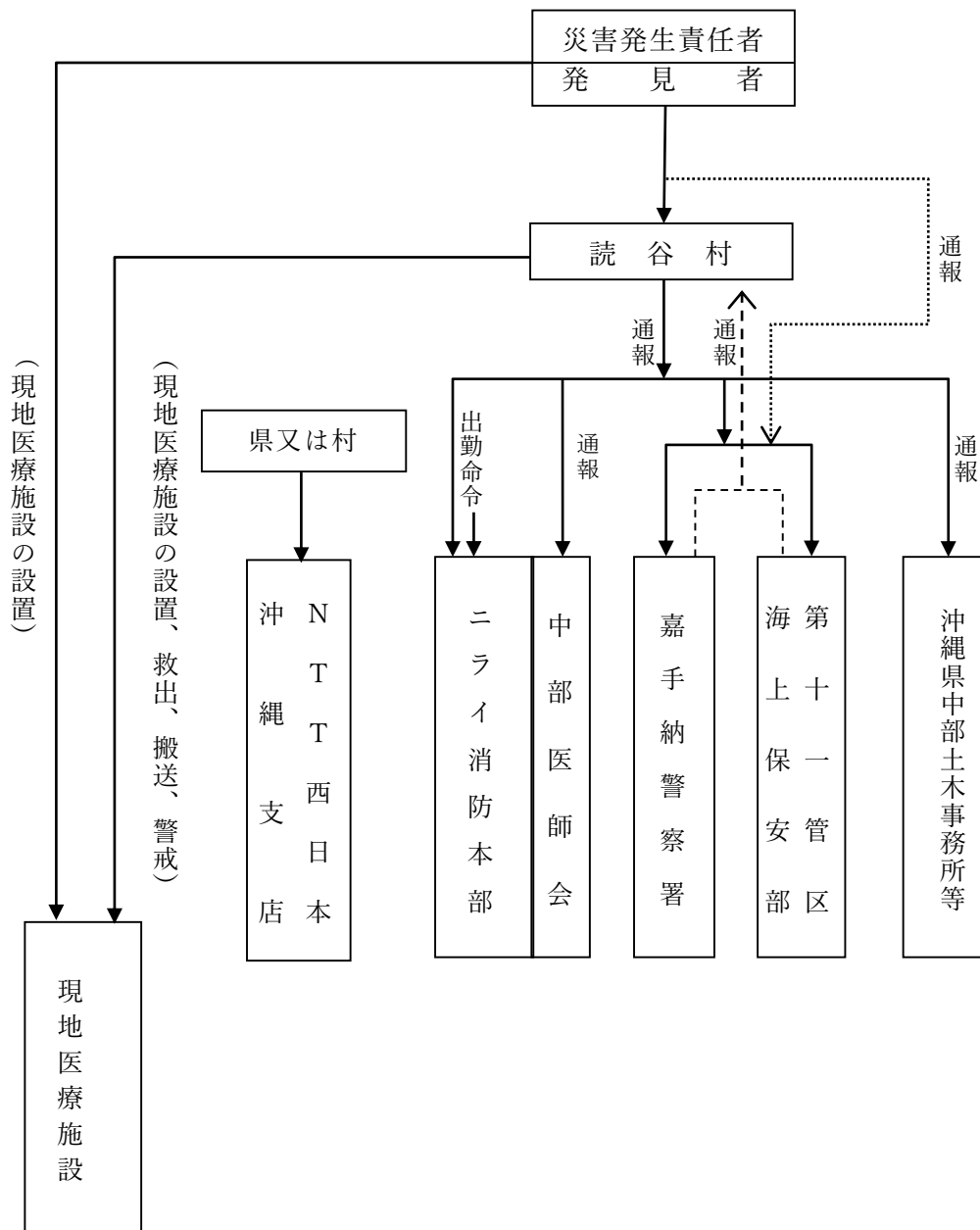
(ニライ消防本部 平成 29 年 消防年報 (平成 30 年 3 月 31 日現在))

車 両	台 数
水 槽 付 ポ ン プ 車 (B-1 以上)	7
指 揮 車	3
救 急 自 動 車	6
救 助 工 作 車	2
広 報 車	0
積 載 車	4
水 槽 車 (小型動力ポンプ付)	2
梯 子 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	1
人 員 搬 送 車	1
そ の 他 の 車 両 (事務連絡車、トレーラー等)	8
合 計	34

※年報からの想定

第 14 節 医療救護計画

14-1 通報連絡等救急医療対策系統図

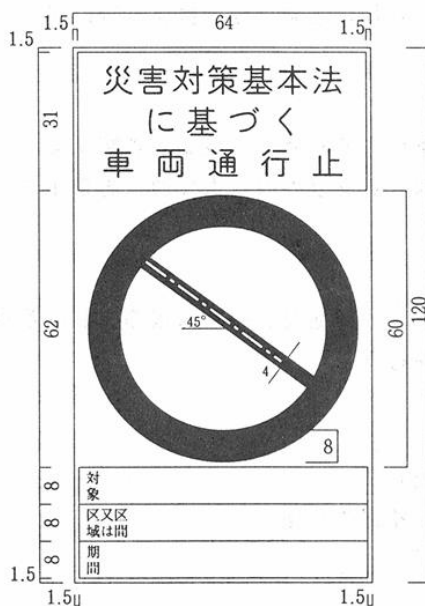


14-2 救急医療対策の連絡窓口

機関名	連絡の窓口	電話番号
沖縄県中部土木事務所	庶務班	098-894-6510
中部保健所	総務企画班	098-938-9886
第十一管区海上保安本部	救難課	098-867-0118
中部地区医師会	事務局	098-936-8201
沖縄電力	総務部総務課	098-877-2341
沖縄県立中部病院		098-973-4111 (代表)
嘉手納警察署		098-956-0110 (代表)
ニライ消防本部		098-956-9914 (総務課)
ニライ消防本部読谷消防署		098-958-2119
N T T 西日本沖縄支店	設備部	098-871-2850 (災害対策室)

第 15 節 交通輸送計画

15-1 様式 1



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

15-2 様式 2



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

15-3 様式3 証明書

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示 されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあっては、 輸送人員又は品 名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

15-4 村有車両台数

(平成30年4月現在)

種別 課別	普通 貨物	小型 貨物	軽貨物	普通 乗用	小型 乗用	軽 自動車	普通 特殊	小型 特殊	軽 特殊	普通 乗合	合計
議会事務局				1							1
総務課		3		5	4	10		1		4	27
企画政策課				2			1				3
生活環境課	1	3	1	1				4			10
健康推進課					2						2
農業推進課		1				2		2	1		6
診療所					1	2	4				7
都市計画課			1								1
土木建設課			1								1
学校指導課										1	1
生涯学習課			1					1			2
給食調理場	5										5
文化振興課			2		1	1					4
福祉課		1	3	3	1	3	3			1	15
水道課	1	1	1			2					5
こども未来課						1					1
合計	7	9	10	12	9	21	8	8	1	6	91

第 17 節 災害救助法適用計画

17-1 救助の程度、方法及び機関

(平成 30 年 4 月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当たり 320 円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2. 基本額 1 戸当たり 5,610,000 円以内 3. 建設型仮設住宅の供与 終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該 地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 5,610,000 円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間は 2 年以内
		○借上型仮設住宅 1. 規模建設型仮設住宅 に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1. 一人 1 日当たり 1,140 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
			冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600		
	冬	9,800	12,800	18,100	21,500	27,100	3,500		
医療	医療の途を失った者(応急的措置)	1. 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所・国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者協定料金の額内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
災害にかかった者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上					
災害にかかった住宅の応急処理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事後及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 584,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内						
学用品の供与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 一人当たり 4,400円 中学校生徒 一人当たり 4,700円 高等学校等生徒 一人当たり 5,100円	災害発生日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。					
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上)211,300円以内 小人(12歳未満)168,900円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で、自力では除去することができない者	1世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難に係る支援 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

17-2 実費弁償の方法及び程度

	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 時間外勤務手当 2. 賃金職員等雇上費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5. 使用料及び賃借料 通信運搬費 6. 委託費 	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

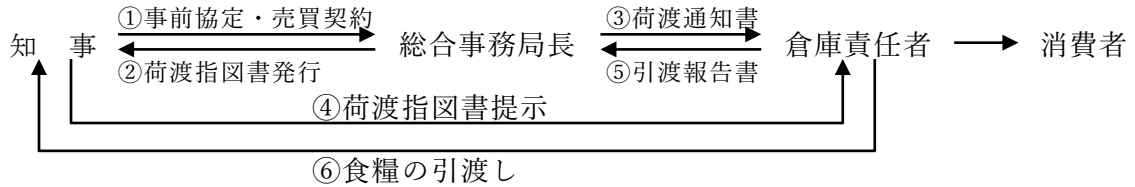
※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第 19 節 食料供給計画

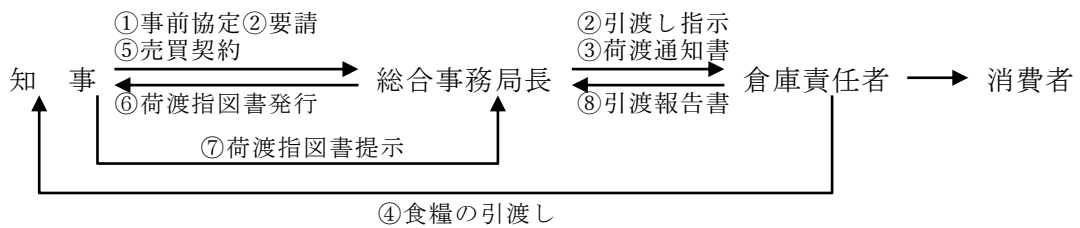
19-1 災害救助用米穀（緊急食料）の引渡しフローチャート

知事に対する緊急食料の売却

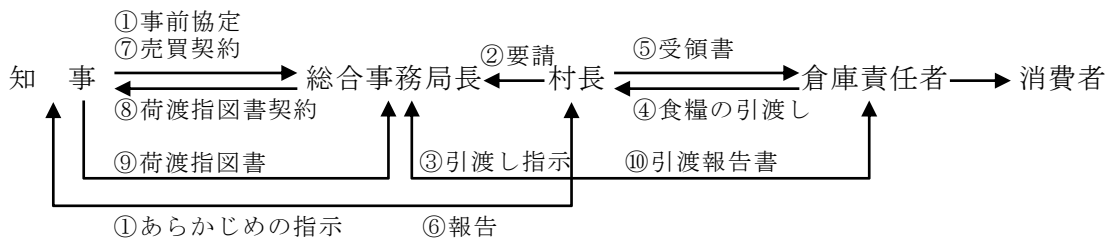
1 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う場合



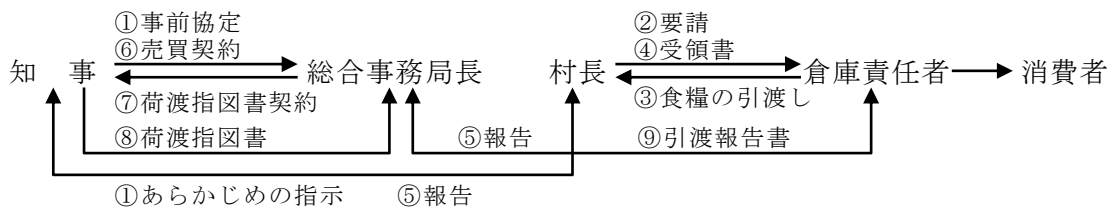
2 荷渡指図書を発行・交付して引渡しを行う時間的余裕のない場合



3 村長から所長に対して緊急の引渡しを要請する場合



4 村から倉庫の責任者に対して緊急の引渡しを直接要請する場合 （総合事務局と倉庫との連絡がつかない場合）



19-2 災害対応型自動販売機設置協定書

沖縄県読谷村（以下「甲」という。）と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、甲指定の場所における災害対応型自動販売機設置に関し、次のとおり合意し、設置協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、災害時における自動販売機による物資の供給に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 読谷村内に暴風、豪雨その他の災害が発生又は発生するおそれがある場合において、甲が設置した読谷村災害対策本部（以下「対策本部」という。）から要請があった時、乙は、メッセージボード搭載型災害対応型自動販売機（以下「自動販売機」という。）の機内在庫の飲料水を甲に無料提供するものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかにフォロー体制を整える等万全を期すものとする。ただし、道路不通又は停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（設置場所）

第3条 甲は、自己の権限に基づき、乙所有の自動販売機を指定の位置に設置することを承認し、乙は、平常時に乙の管理の下に清涼飲料水を販売する。

（乙の立入権）

第4条 甲は、甲の業務に支障がない限り、乙の社員又は使用人が前条で設置した自動販売機の製品補充、売上金回収及び機械の保全修理のため、その設置場所へ出入りすることを許可するものとする。

（保守点検）

第5条 乙は、災害時において、安定した供給を行えるよう、毎月1回点検を行い、関係書類を毎年1回報告するものとする。

（協力義務）

第6条 前条の自動販売機の保全修理は、乙がこれにあたり、当該自動販売機設置期間中において甲は、その保全に協力し、故障、不具合等が生じた場合は、速やかに乙に連絡するものとする。

（電気料金）

第7条 乙は、自動販売機設置に伴う電気料金を負担し、電力供給先へ支払うものとする。

（通信費用）

第8条 メッセージボード表示にかかる費用については、乙がこれを負担するものとする。

（販売手数料）

第9条 乙は、甲に販売手数料を支払わないものとする。

(協定の有効期限)

第 10 条 本協定の有効期限は、平成 23 年 8 月 23 日より平成 24 年 3 月 31 日までとし、それ以後は、甲乙申出がない限り毎年度自動的に更新するものとする。

(守秘義務)

第 11 条 甲及び乙は、本協定を履行するために知り得た個人情報については、読谷村個人情報保護条例を遵守するものとする。

(協議事項)

第 12 条 本協定の履行及び解釈について疑義を生じた場合並びに本協定に定めのない事項については、甲乙双方誠意を持って協議し、円満にこれを解決するものとする。

第 13 条 平成 20 年 4 月 2 日に甲、乙間において締結した災害対応型自動販売機設置協定は、本協定締結に伴い、その効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、署名及び押印のうえ、各自 1 通を所有する。

平成 23 年 8 月 23 日

甲 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村長 石嶺 傳實

乙 沖縄県浦添市伊祖 5 丁目 14 番地 1 号
沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 高橋俊夫

19-3 災害時における物資の供給に関する協定書

沖縄県読谷村（以下「甲」という。）と沖縄ココ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、読谷村内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、その他のその及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）により、社会生活や人命に係わる被害が発生した場合において、甲は、乙から物資の供給を受けて、より速やかに、かつ、円滑に当該物資を被災者に対して供給できるようにすることを目的とする。

（物資の供給）

- 第2条 甲は災害時における応急処置の為、緊急時に物資の供給が必要となった場合は、品目、数量、納入場所、納期等を明示した「災害時における物資の供給協力要請書（様式第1号）」により、物資の供給を要請する。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障がない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給をおこなうものとする。ただし、乙が緊急と判断した場合は、要請の有無に関わらず供給をおこない、事後速やかに甲へ報告をおこなう。
- 3 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認した上で、「災害時における物資の供給協力確認受領書（様式第2号）」を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は、口頭で確認し、事後速やかに甲は、乙に文書により交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 乙が甲に供給する物資の種類は、飲料品とする。

（物資の価格）

第4条 乙が甲に供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

- 第5条 乙は、物資の引渡し完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。
- 2 項は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。

（改正又は廃止）

第6条 甲又は乙がこの協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その1か月前までに、通告しなければならない。

（協議事項）

第7条 本協定の解釈及び定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し、円満にこれを解決するものとする。

第8条 平成20年4月2日に甲、乙間において締結した災害時における物資の供給に関する協定は、本協定締結に伴い、その効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、書名及び押印のうえ、各自1通を所有する。

平成23年8月23日

甲 沖縄県中頭郡読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村長 石嶺 傳實

乙 沖縄県浦添市伊祖5丁目14番1号
沖縄コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役社長 高橋俊夫

19-4 第一号様式【要請書】

第1号様式（第2条関係）

第 _____ 号

_____ 年 _____ 月 _____ 日

沖縄コカ・コーラボトリング(株) 宛て
 (コールセンター)
 TEL 098-877-5255
 FAX 098-877-3752

災害時における物資供給協力【要請書】

次のとおり、物資供給協力を要請いたします。

納入場所				現場担当者名	
				及び連絡先	
品目	規格	数量	納期	備考	

読谷村
 防災担当 印

TEL : _____

FAX : _____

19-5 第二号様式【受領書】

第2号様式（第2条関係）

_____年 月 日

災害時における物資の供給協力確認【受領書】

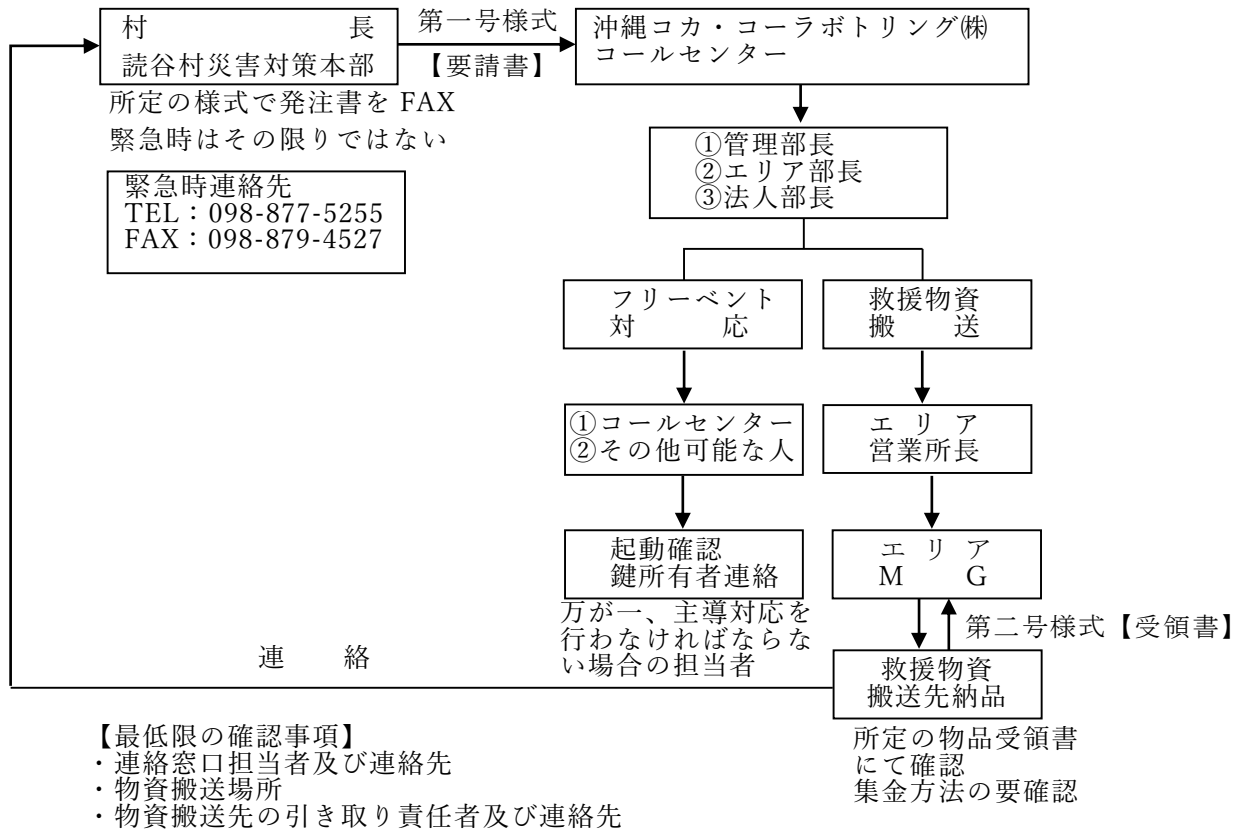
年 月 日付、第 号の「災害時における物資供給協力要請書」に基づき
次とおり物資を受領したことを確認いたします。

品目	規格	数量	納期	備考

物資受領確認者		印
所属：	氏名：	

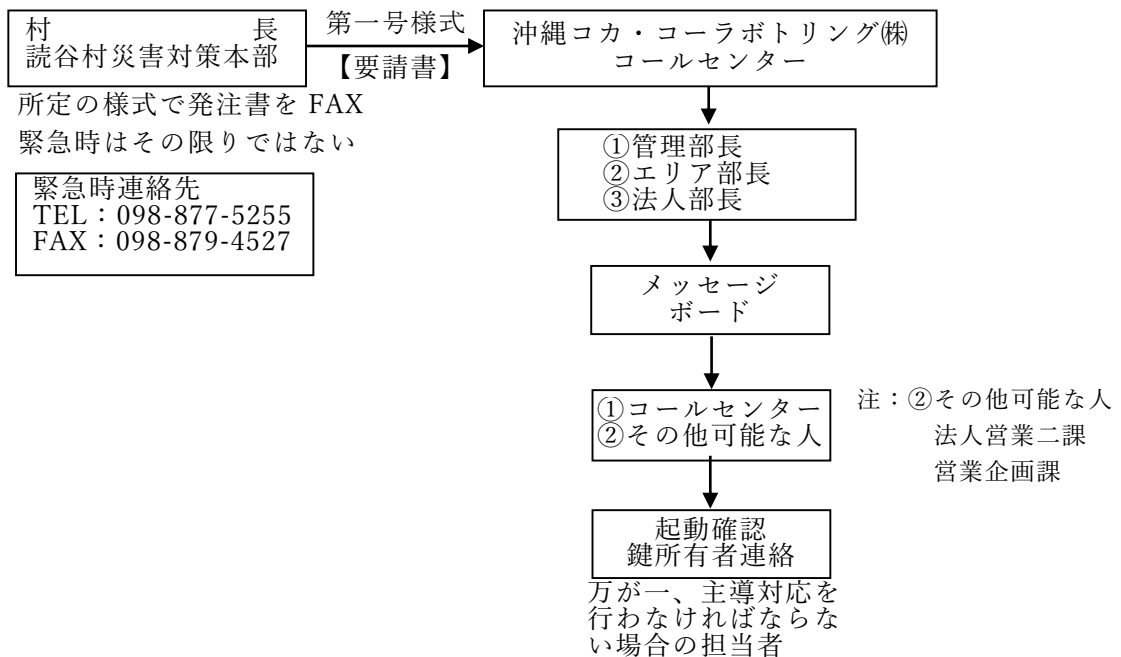
納入担当者		印
沖縄コカ・コーラボトリング (株) 所属部署：	氏名：	

19-6 災害救助用飲料品の引渡しフローチャート



注：②その他可能な人
 法人営業二課、営業企画課

19-7 災害救助用メッセージボードのフローチャート



第 21 節 感染症対策、清掃、食品衛生監視及び動物の保護収容計画

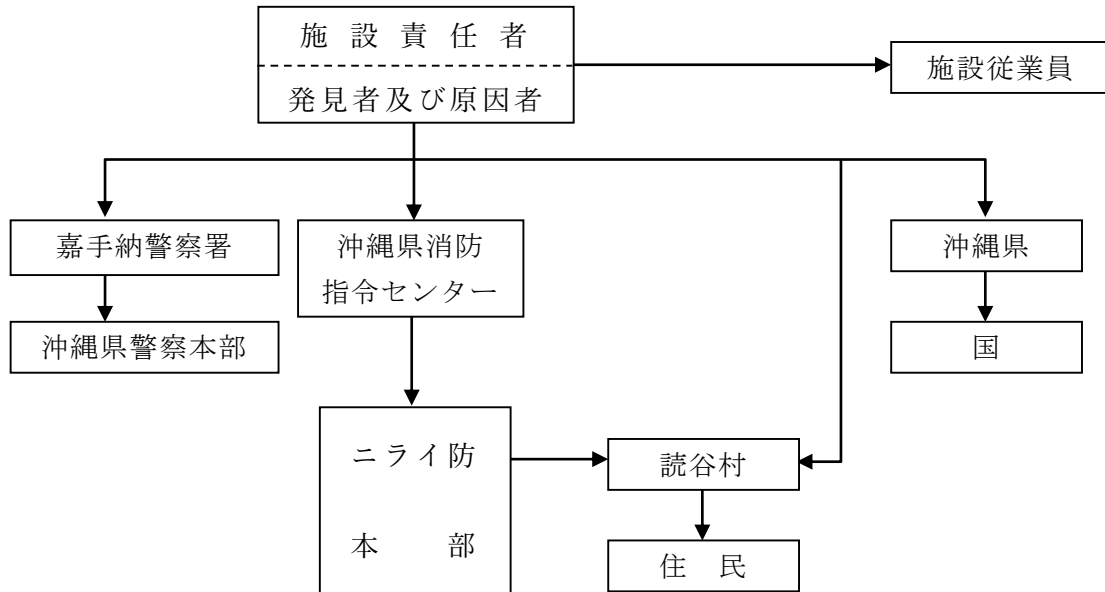
21-1 し尿及びごみ収集運搬資機材

	直営者						委託業者						許可業者分					
	収集車		運搬車		車車両		収集車		運搬車		車車両		収集車		運搬車		車車両	
	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)	台数	積載量 (L)
読谷村	2	8	0	0	2	8	7	28	0	0	7	28	3	10	0	0	3	10
中部衛生 施設組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
比謝川行 政事務組合	0	0	2	8	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

沖縄県地域防災計画資料編より作成

第 27 節 危険物等災害応急対策計画

27-1 通報連絡系統図（石油類、高圧ガス類、火薬類）



第 29 節 労務供給計画

29-1 従事命令等の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第 65 条 1 項	村長
		” 第 65 条 2 項	警察官、海上保安官
		” 第 65 条 3 項	自衛官 (村長がその場 にいない場合)
		警察官職務執行法第 4 条	警察官
		自衛隊法第 94 条	自衛官 (警察官がその 場にはいない場合)
災害救助作業 (災害救 助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	” 第 25 条	
災害応急対策事業 (災 害救助を除く応急措 置)	従事命令	災害対策基本法第 17 条 1 項	知事 村長 (委任を受けた場合)
	協力命令	” 第 71 条 2 項	
消防作業	従事命令	消防法第 29 条 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者水防団長 消 防機関の長

29-2 命令対象者

命令区分（作業対象）	対 象 者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 （災害応急対策並びに救助作業）	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 土木、左官、とび職 5 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6 地方鉄道業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 （災害応急対策並びに救助作業）	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による村長、警察官、海上保安官の従事命令 （災害応急対策全般）	村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 （災害緊急対策全般）	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員消防団員の従事命令 （消防作業）	火災の現場付近にある者
水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令 （水防作業）	村区域内に居住する者又は水防の現場にある者

29-3 従事命令、協力命令

従事第	号	公 用 令 書			住 所	氏 名
					を命ずる。	
年 月 日		処分権者 氏名			印	
従事すべき業務						
従事すべき場所						
従事すべき期間						
出頭すべき日時						
出頭すべき場所						

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

29-4 変更

変更第	号	公 用 変 更 令 書			住 所	氏 名		
					氏 名			
災害対策基本法		の規定に基づく公用令書（			年	月	日	第
号)								
に係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定により、これを交付する。								
年		月				日		
		処分権者 氏名			印			
変更した処分の内容								

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

29-5 取消

取消第	号		
公 用 取 消 令 書			
			住 所
			氏 名
災害対策基本法		の規定に基づく公用令書（ 年 月 日	
第 ）			
に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこ			
れを交付する。			
年 月 日			
処分権者 氏名			印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

第 33 節 公益事業等施設応急対策計画

33-1 村内における N T T 西日本沖縄支店 通信施設局一覧

通信施設局	ビル種別名	略称ビル名	住所
読谷交換所	交換局ビル	読谷	字上地 26-1
座喜味無線中継局	無線中継所	座喜味無中	字高志保 1534

第 37 節 被災者への支援計画

37-1 り災証明申請書

様式第 1 号（第 5 条関係）

り災証明申請書	
年 月 日	
ニライ消防本部 消防長 様	
申請者 住所	_____
氏 名	_____ (印)
電 話	_____
り災者との関係	_____
下記のとおり、り災届が提出されたことを証明願います。	
記	
1 り災日	_____ 年 月 日
2 り災場所	_____
3 り災者氏名	_____
4 り災物件	_____
5 提出先	_____
※証明	第 _____ 号 _____ 年 月 日
※火災番号	_____ 年 第 _____ 号
※り災届出	_____ 年 月 日 第 _____ 号 提出 未・済

備考 ※印の欄は、記載しないで下さい。

第3編 風水害等編

第1章 災害予防計画（風水害等編）

第4節 火災予防計画

4-1 火災発生件数と出火率の推移

	件数	出火率
平成21年	7	1.8
平成22年	17	4.2
平成23年	15	3.7
平成24年	6	1.5
平成25年	11	2.7
平成26年	19	4.6
平成27年	12	2.9
平成28年	17	4.1
平成29年	15	3.6
平成30年	15	3.6

（消防年報平成30年版）

4-2 火災状況

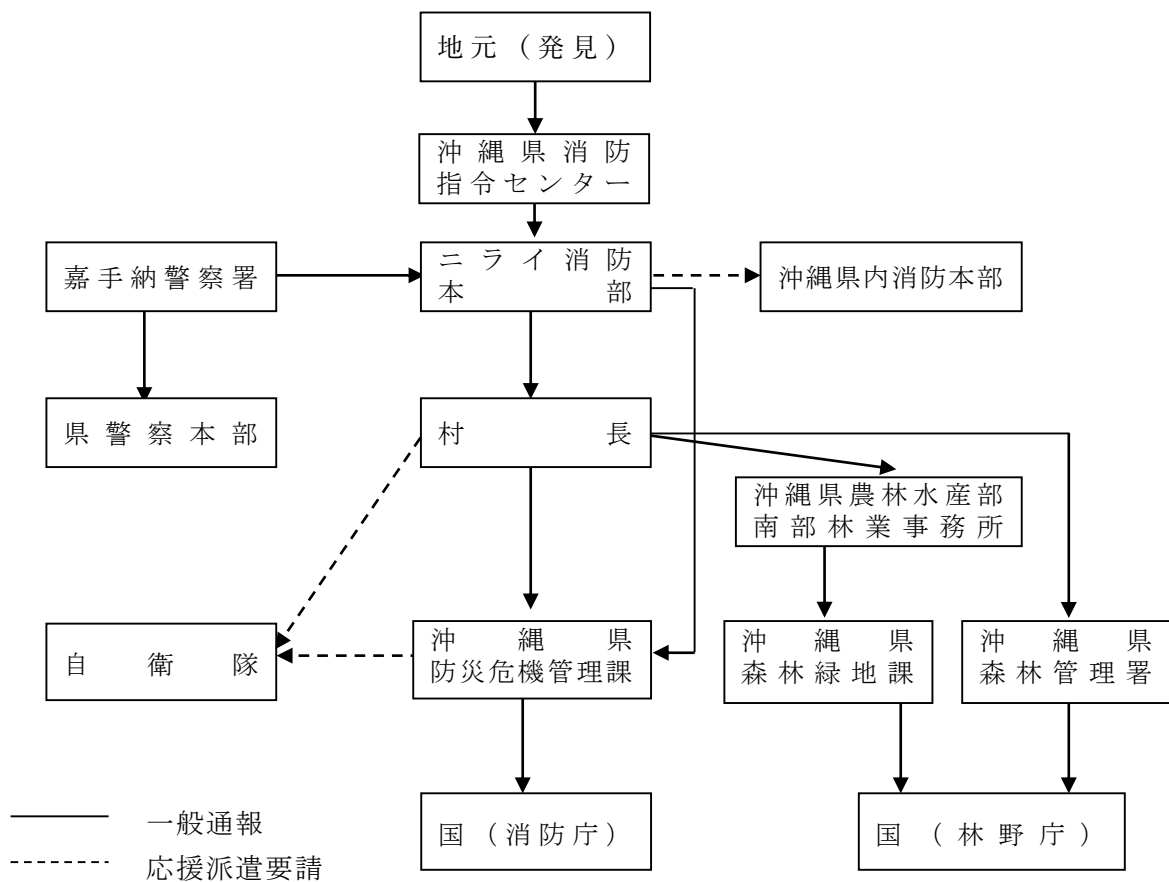
（平成30年）

出火件数			火災被害額（千円）		
合計	建物	その他	合計	その他	建物
15	8	7	19,545	7,849	11,696

（消防年報平成30年版）

第5節 林野火災予防計画

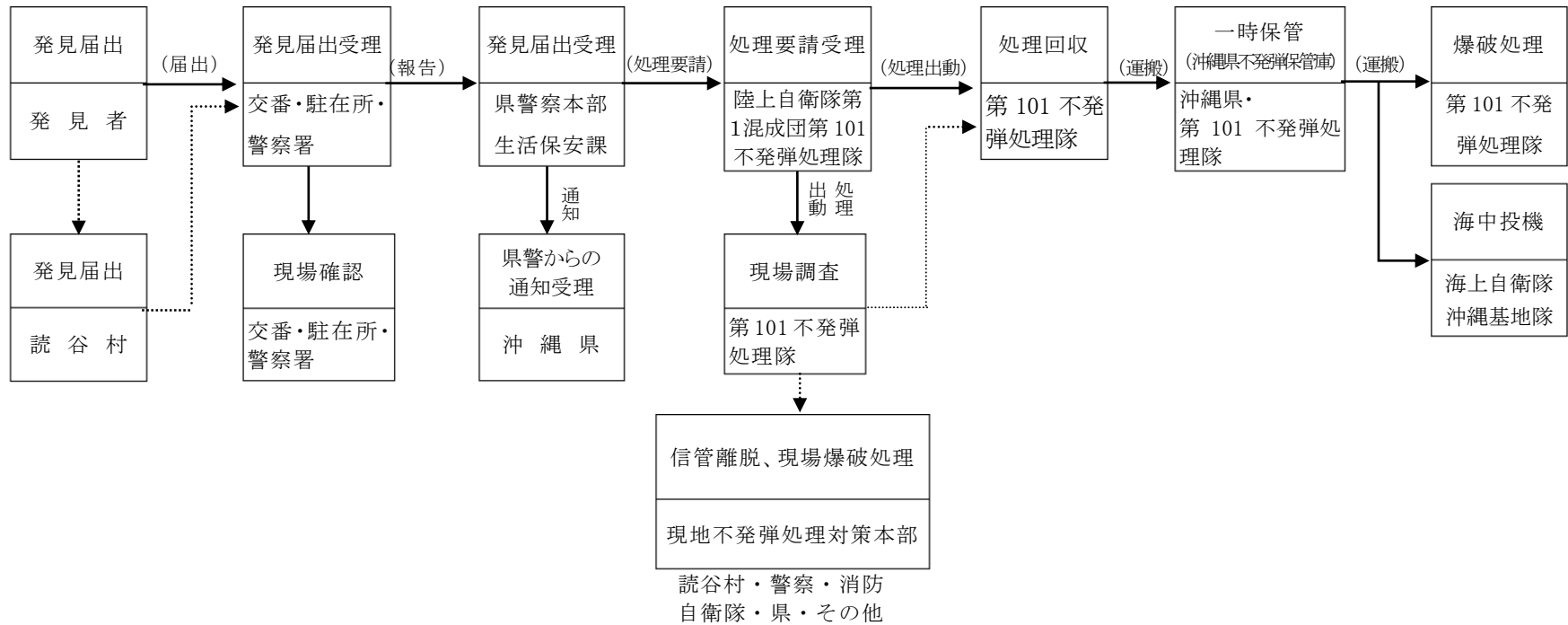
5-1 林野火災発生時の通報連絡系統図



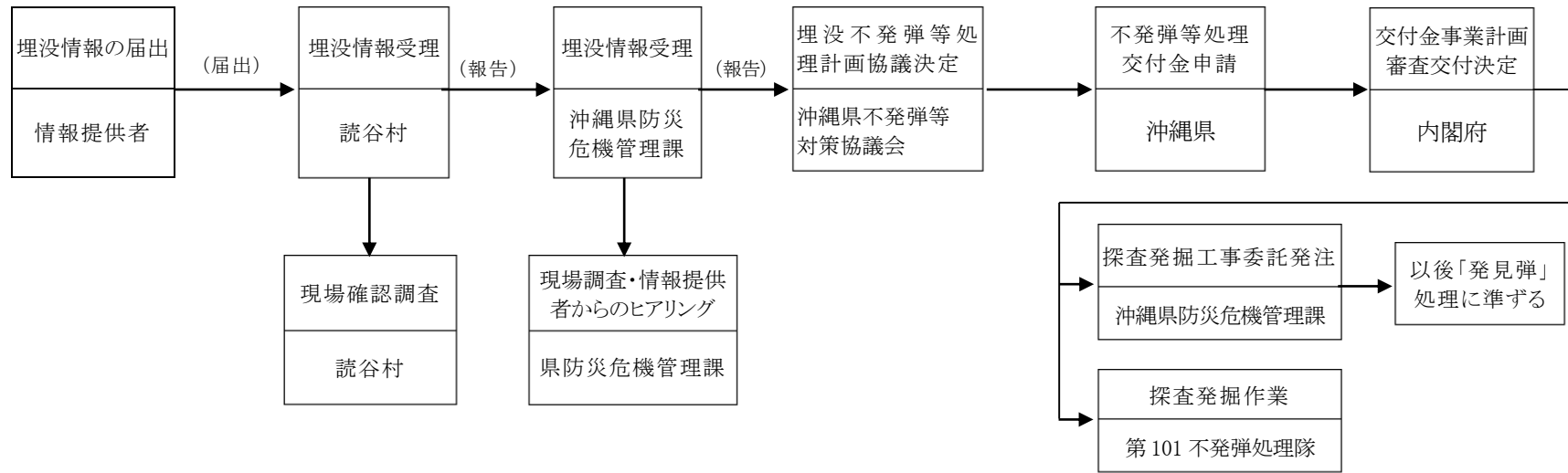
第 11 節 不発弾等災害予防計画

11-1 不発弾処理の流れ（陸上部分）

< 発見弾 >

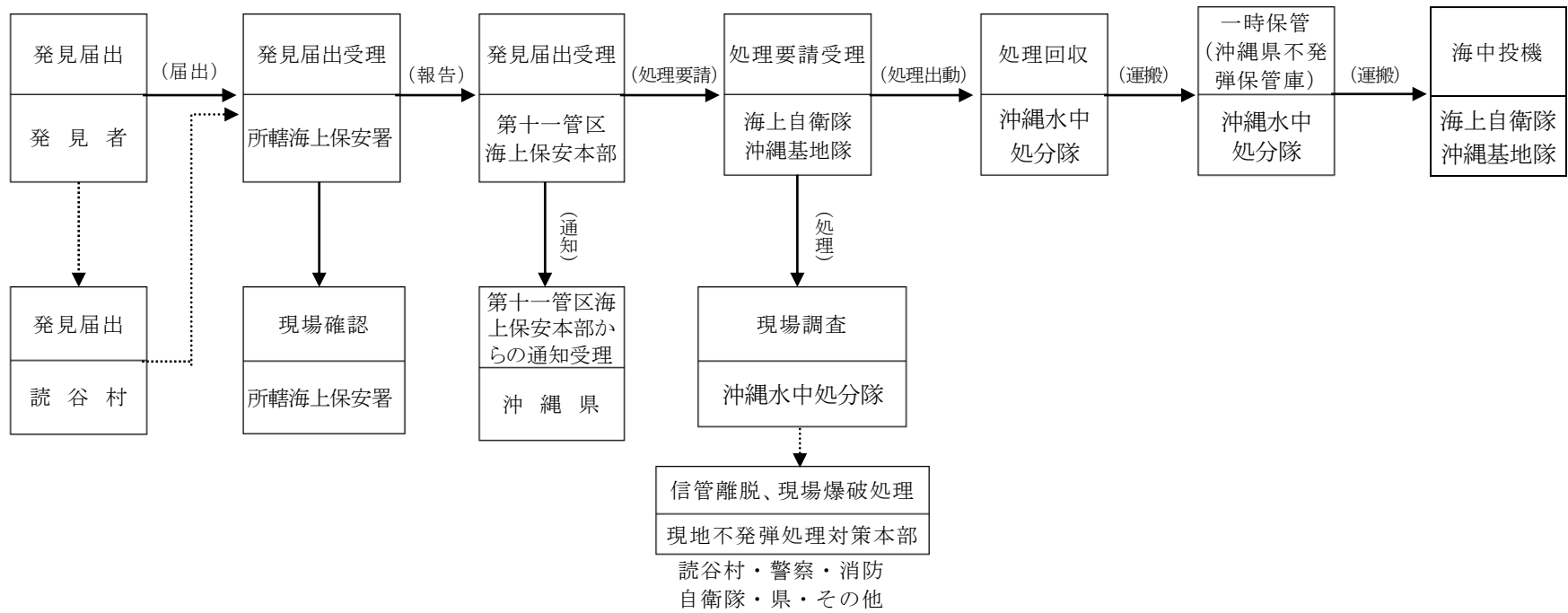


<埋没弾>



11-2 不発弾処理の流れ（海上部分）

< 発見弾 >



第 13 節 文化財災害予防計画

平成 31 年 3 月 31 日現在

13-1 世界遺産

種 別	名 称	所在地・保持者	指定年月日
「琉球王国のグスク及び関連遺産群」資産	座喜味城跡	座喜味	平成 12 年 12 月 2 日

13-2 国指定文化財

種 別	名 称	所在地・保持者	指定年月日
史跡	座喜味城跡	座喜味	昭和 47 年 5 月 15 日
史跡	木綿原遺跡	渡具知	昭和 53 年 11 月 15 日
無形文化財	読谷山花織	保持者：与那嶺貞 (物故)	平成 11 年 6 月 21 日
重要無形文化財	琉球陶器	保持者：金城次郎 (物故)	昭和 60 年 4 月 13 日
重要無形文化財	紅型	保持者：玉那覇有公	平成 8 年 5 月 10 日

13-3 県指定文化財

種 別	名 称	所在地・保持者	指定年月日
無形文化財（工芸技術）	読谷山花織	読谷山花織保存会（比嘉恵美子、島袋秀、池原ケイ子）	昭和 50 年 4 月 10 日 平成元年 9 月 22 日 (2 次認定)
有形文化財（建造物）	座喜味城跡	座喜味	昭和 31 年 2 月 22 日 琉球政府重要文化財

13-4 村指定文化財

種 別	名 称	所在地・保持者	指定年月日
史跡	喜名番所跡	喜名	昭和 51 年 8 月 18 日
史跡	長浜貝塚	長浜	昭和 51 年 10 月 27 日
有形民俗文化財	樋御墓(ティーウハカ)	長浜	昭和 51 年 10 月 27 日
史跡	チビチリガマ	波平	平成 20 年 2 月 7 日
史跡	掩体壕	座喜味	平成 21 年 1 月 22 日
史跡	忠魂碑	座喜味	平成 21 年 1 月 22 日
有形民俗文化財	観音堂	喜名	平成 24 年 5 月 23 日
有形民俗文化財	喜名土帝君	喜名	平成 24 年 5 月 23 日
有形文化財	比謝橋碑文	牧原	平成 24 年 5 月 23 日

第 17 節 水防・消防設備等及び救助施設等整備計画

17-1 消防無線局表

局 名	種別	設置場所	所 在 地	電話
しょうぼうよみたん	移動局	読谷消防署	読谷村字波平 9 2 0 - 1	958-2119
よみたんぼんぷ 1	車載局	〃	〃	〃
よみたんぼんぷ 2	〃	〃	〃	〃
よみたんたんく 1	〃	〃	〃	〃
よみたんせきさい 1	〃	〃	〃	〃
よみたんせきさい 2	〃	〃	〃	〃
よみたんきゆうじょ 1	〃	〃	〃	〃
よみたんしき 1	〃	〃	〃	〃
よみたんきゆうきゆう 1	〃	〃	〃	〃
よみたんきゆうきゆう 2	〃	〃	〃	〃
よみたん 101	携帯局	〃	〃	〃
よみたん 102	〃	〃	〃	〃
よみたん 103	〃	〃	〃	〃
よみたん 104	〃	〃	〃	〃
よみたん 105	〃	〃	〃	〃
よみたん 106	〃	〃	〃	〃
よみたん 107	〃	〃	〃	〃
よみたん 109	〃	〃	〃	〃
よみたん 110	〃	〃	〃	〃
よみたん 401	〃	〃	〃	〃
よみたん 402	〃	〃	〃	〃
よみたん 403	〃	〃	〃	〃
よみたん 404	〃	〃	〃	〃
よみたん 405	〃	〃	〃	〃
よみたん 406	〃	〃	〃	〃
よみたん 407	〃	〃	〃	〃
よみたん 408	〃	〃	〃	〃
よみたん 409	〃	〃	〃	〃
よみたん 410	〃	〃	〃	〃
よみたん 411	〃	〃	〃	〃
よみたん 412	〃	〃	〃	〃
よみたん 413	〃	〃	〃	〃
よみたん 414	〃	〃	〃	〃

17-2 給水車、救急車、災害救助用機械器具、その他救護用機械器具の現況

(1) 配備車両 (ニライ消防本部読谷消防署)

水槽付ポンプ車	小型動力ポンプ付水槽車	救助工作車	救急車(高規格車)	指揮車	小型ポンプ積載車	けん引車	水上バイク
2	1	1	2	1	1	1	1

(2) 救護用機械器具 (比謝川行政事務組合)

かぎ付き梯子	三連梯子	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	空気式救助マット	救命索発射銃	サバイバースプリング又は救命用縛帯	油圧ジャッキ	可搬ウインチ	マンホール救命器具	マット型空気ジャッキ	大型油圧スプレッダー
9	13	4	2	1	18	4	8	5	4	5
チェーンブロック	エンジンカッター	ガス溶断機	チェンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断機	空気切断機	万能斧	ハンマー	削岩機
0	11	2	10	13	4	1	4	8	9	2
有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	空気呼吸器	防塵マスク	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防塵メガネ	携帯警報器
6	6	67	67	5	22	6	6	21	0	81
防毒マスク	化学防護(陽圧式を除く)	陽圧式化学防護服	耐熱服	特殊ヘルメット	除染シャワー	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標
15	16	6	7	7	1	38	28	24	13	15

船外機	水中スクーター	バスケット型担架	投光器	携帯投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置セット	車両移動器具	緩降機	発電機
1	0	4	11	19	22	67	8	12	4	18

第 21 節 台風・大雨等の防災知識普及計画

21-1 過去の水難状況

区分 年月日	死 亡(人)	行方不明(人)	救 助(人)	誤 報(件)
平成 10 年	1	1	5	0
平成 11 年	3	6	3	1
平成 12 年	1	2	1	2
平成 13 年	1	2	4	0
平成 14 年	1	2	3	2
平成 15 年	2	0	0	0
平成 16 年	6	1	2	2
平成 17 年	1	2	3	1
平成 18 年	2	0	2	1
平成 19 年	2	0	2	1
平成 20 年	0	2	0	2
平成 21 年	2	0	1	4
平成 22 年	6	0	0	5
平成 23 年	2	1	4	0
平成 24 年	3	1	6	3
平成 25 年	3	1	2	3
平成 26 年	3	2	1	3
平成 27 年	4	0	0	1
平成 28 年	2	0	7	2
平成 29 年	1	0	2	2
平成 30 年	1	0	1	2
合 計	36	21	38	27

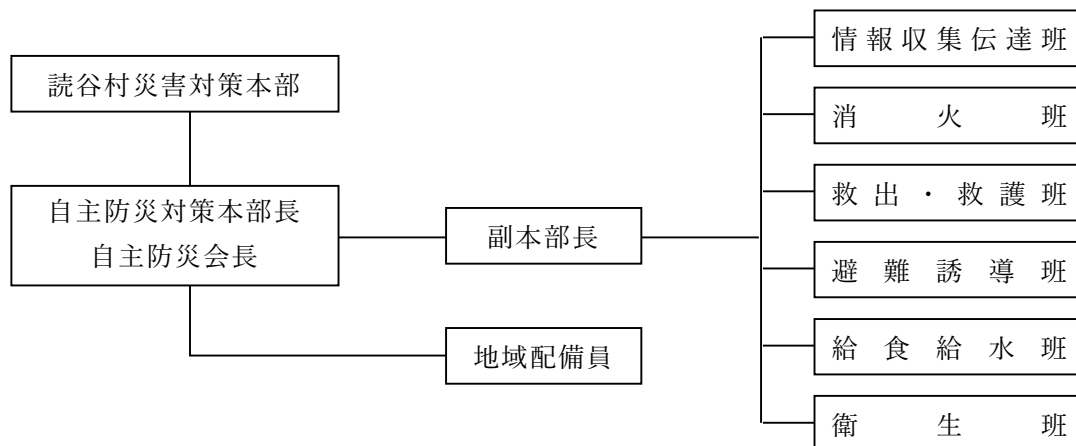
第 23 節 基地災害予防計画

23-1 村内の米軍基地の概況

名 称	総面積 (千㎡)	読谷村	所有形態				管理軍	用 途
			国有	県有	村有	民有		
嘉手納弾薬庫施設	26,579	10,656	556	9	3,299	6,791	空軍 海兵隊	倉庫
トリエ通信施設	1,934	1,934	161	—	5	1,768	陸軍	通信
合 計	28,513	12,590	717	9	3,304	8,559		

第 24 節 自主防災組織育成計画

24-1 村内の自主防災組織



24-2 村内の自主防衛組織の役割分担

班 名	役 割	
	平 常 時	非 常 時
情報収集伝達班	1 防災知識の普及に関すること 2 情報収集伝達訓練の計画、実施に関すること 3 必要資機材の整備、点検に関すること	1 情報の収集、伝達に関すること 2 指揮、命令等の伝達に関すること 3 組織内の連絡調整及び他の機関との連絡に関すること
消 火 班	1 地域の安全点検に関すること 2 消火訓練の計画、実施に関すること 3 必要資機材の整備に関すること。	1 出火防止と初期消火に関すること
救出救護班	1 地域の安全点検に関すること 2 救出救護訓練の計画、実施に関すること 3 必要資機材（救助用具、医薬品等）の整備点検に関すること	1 負傷者の救出及び搬送に関すること 2 負傷者の応急手当に関すること 3 仮設救護所の設置に関すること
避難誘導班	1 地域の安全点検に関すること 2 避難路、避難場所の設定に関すること 3 必要資機材の整備点検に関すること	1 安全な避難誘導に関すること
給食給水班	1 井戸の現状把握に関すること 2 給食・給水訓練の計画実施に関すること 3 必要資機材の整備点検に関すること	1 炊き出しに関すること 2 食糧、飲料水、生活必需品等の配分に関すること 3 ろ水機の運用に関すること
衛 生 班	1 衛生処理訓練の計画実施に関すること 2 必要資機材の整備点検に関すること	1 仮設トイレに関すること 2 ゴミ処理及び消毒に関すること

第2章 災害応急対策計画（風水害等編）

第2節 気象警報等の伝達計画

2-1 発表区域及び気象注意報の基準と概要

（1）発表区域

発表官署	沖縄気象台
発表区域	沖縄本島地方
一次細分区域	本島中南部
二次細分区域	中 部

（2）気象注意報の基準

強風（平均風速）	15m/s
波浪（有義波高）	2.5m
高潮（基準面：標高）	1.3m
大雨（雨量）	R 1 40mm 【土壌雨量指数基準】133
洪水（雨量）	R 1 40mm
雷	落雷等により、被害が予想される場合
乾燥	最小湿度 50%以下で、実効湿度 60%以下
濃霧（視程）	陸上 100m 、海上 500m

（3）気象注意報の概要

現象の種類	概 要
大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
洪水	大雨、長雨などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。

乾燥	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
----	---

2-2 気象注意報の基準

暴風（平均風速）		25m/s
波浪（有義波高）		6.0m
高潮（基準面：標高）		2.0m
大雨（雨量）	R 1	60mm 【土壌雨量指数基準】 190
洪水（雨量）	R 1	60mm

2-3 台風の大きさ等の基準

台風の大きさ（風速 15m/s 以上の半径）	台風の強さ（最大速度）
大型 500 k m 以上 800 k m 未満	強い 33m/s 以上 44m/s 未満
超大型 800 k m 以上	非常に強い 44m/s 以上 54m/s 未満
	猛烈な 54m/s 以上

2-4 海上警報の種類と基準

地方海上警報の種類	発表基準
カイジ ヨウケイホウ 海上警報なし（英文 NO WARNING）	警報をする現象が予想されない場合又は継続中の警報を解除する場合
カイジ ヨウノウムケイホ 海上濃霧警報（英文 WARNING）	濃霧により視程が 500m 未満（0.3 カリ未満）
カイジ ヨウカゼ ケイホ 海上風警報（英文 WARNING）	最大風速が 13.9～17.1m/s（28 以上～34 ノット未満）
カイジ ヨウキョウフウケイホ 海上強風警報（英文 GALE WARNING）	最大風速が 17.2～24.4m/s（34 以上～48 ノット未満）
カイジ ヨウホウ フウケイホ 海上暴風警報（英文 STORM WARNING）	最大風速が 24.5～32.6m/s（48 以上～64 ノット未満）
カイジ ヨウタイフウケイホ 海上台風警報（英文 TYPHOON WARNING）	最大風速が 32.7m/s 以上（64 ノット以上）

第 28 節 海上災害応急対策計画

28-1 海上災害発生時の通報系統

